

人事委員会年報

(平成24年度)

広島県人事委員会事務局

目 次

第1 人事委員会の運営

1 人事委員会の開催状況	1
2 人事委員会規則の制定・改廃	6
3 条例案に対する意見	7
4 人事委員会主要行事	8

第2 任用関係業務

1 職員の採用	9
(1) 職員採用試験等の実施状況	9
(2) 主な採用試験日程及び試験会場	13
(3) 受験資格等	14
(4) 採用選考の状況	15
(5) 広報活動等	15
(6) 危機管理等	16
2 職員の昇任	17
3 臨時的任用	17

第3 給与関係業務

1 職員給与の実態	19
(1) 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数並びに学歴別及び性別人員構成比	19
(2) 職員の平均給与月額	19
2 職種別民間給与実態調査	20
(1) 調査の目的及び調査対象事業所等	20
(2) 職員給与と民間給与との比較	20
3 職員の給与に関する報告及び勧告	22
(1) 職員の給与に関する報告（要旨）	22
(2) 勧告（要旨）	25
(3) 人事行政における当面の諸課題に関する報告（要旨）	26
4 職員の給与制度改定の動き	30

第4 審査関係業務

1 公平審査	31
(1) 不利益処分に関する不服申立て	31
(2) 勤務条件に関する措置の要求	44
2 職員からの苦情相談	45
3 職員団体等	46
(1) 職員団体の登録	46
(2) 管理職員等の範囲の指定	47
4 労働基準監督機関としての職権行使	52

人事委員会の運営

第1 人事委員会の運営

1 人事委員会の開催状況

平成24年度の人事委員会は31回開催され、その内容は次のとおりである。

項目	開催年月日	付議事項等
第1回	平24.4.6 (金)	〔付議事項〕 1 職員のボランティア休暇に関する運用方針の一部改正について 〔協議事項〕 1 人事委員会日程について 2 小学校教員戒告事案(平成21年(不)第11号事案)の今後の進行について 〔報告事項〕 1 平成24年度人事委員会事務局事務概要について 2 不服申立ての取下げについて 3 平成23年度職員による苦情相談の概要について
第2回	平24.4.23 (月)	〔付議事項〕 1 不利益処分に関する不服申立てについて(小学校教員戒告事案) 〔報告事項〕 1 人事行政における当面の諸課題に関する取組状況について 2 平成24年度第1回広島県警察官採用試験申込者数について 3 平成24年職種別民間給与実態調査について 4 平成23年度事業所調査結果の概要について 5 全国人事委員会連合会役員会の概要について
第3回	平24.5.16 (水)	〔付議事項〕 1 単身赴任手当の運用方針の一部改正について 2 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について(受託分) 〔協議事項〕 1 人事委員会日程について 〔報告事項〕 1 平成24年度職員採用試験(大学卒業程度)の試験区分及び採用予定人員等について 2 平成24年度職員採用試験(第1回社会人経験者等)の試験区分及び採用予定人員等について 3 平成24年度十五都道府県人事委員会協議会委員長・事務局長会議の概要について
第4回	平24.5.29 (火)	〔付議事項〕 1 県の課長相当職への昇任選考について 2 不利益処分に関する不服申立てについて(小学校教員戒告事案) 3 不利益処分に関する不服申立てについて(平成23年度卒業式関係処分(県立学校)) 4 不利益処分に関する不服申立てについて(平成23年度卒業式及び平成24年度入学式関係処分(小学校)) 〔報告事項〕 1 平成24年度第1回警察官採用試験の第1次試験合格者について 2 不服申立事案等の処理状況について 3 地方公務員制度改革について
第5回	平24.6.21 (木)	〔付議事項〕 1 短大卒業程度試験(栄養士)の受験資格年齢の見直しについて 2 条例案に係る意見について 3 不利益処分に関する不服申立てについて(警察本部懲戒処分) 4 広島県人事委員会処務規程の改正について 〔協議事項〕 1 不利益処分に関する不服申立てについて(県立学校22・23年度人事) 2 不服申立事案の今後の審理進行について 3 人事委員会日程について 〔報告事項〕 1 平成24年度広島県職員採用試験(大学卒業程度)・(第1回社会人経験者等)申込状況について 2 平成24年度第1回警察官採用試験の第2次試験合格者について 3 広島地方裁判所の判決について 4 不服申立ての取下げについて(不起立事案(県立学校),職務命令違反事案) 5 全国人事委員会連合会総会の概要について

第6回	平24.7.2 (月)	<p>〔付議事項〕</p> <p>1 人事委員会規則及び指令の一部改正について</p> <p>〔協議事項〕</p> <p>1 人事委員会日程について</p> <p>〔報告事項〕</p> <p>1 平成24年度広島県職員採用試験（高校卒業程度）採用計画について</p> <p>2 平成24年度広島県職員採用試験（短大卒業程度）採用計画について</p> <p>3 平成24年度第2回広島県警察官採用試験採用計画について</p> <p>4 不服申立ての取下げについて（職務命令違反事案）</p> <p>5 不服申立事案等の処理状況について</p>
第7回	平24.7.23 (月)	<p>〔付議事項〕</p> <p>1 医療技術職（胚培養士）の採用選考基準の見直しについて</p> <p>2 級別職務区分表の一部改正について</p> <p>3 不利益処分に関する不服申立てについて（県立学校22年度・23年度人事）</p> <p>〔協議事項〕</p> <p>1 小学校教員戒告事案（平成21年（不）第11号事案）について</p> <p>〔報告事項〕</p> <p>1 平成24年度広島県職員採用試験（大学卒業程度）第1次試験合格者について</p> <p>2 平成24年度広島県職員採用試験（第1回社会人経験者等）第1次試験合格者について</p> <p>3 平成24年職種別民間給与実態調査の実施状況について</p> <p>4 不服申立ての取下げについて</p>
第8回	平24.8.7 (火)	<p>〔付議事項〕</p> <p>1 平成24年度広島県職員採用試験（大学卒業程度）の最終合格者の決定について</p> <p>2 平成24年度第1回警察官採用試験の最終合格者の決定について</p> <p>3 平成24年度広島県職員採用試験（第2回社会人経験者等）の試験実施について</p> <p>4 警察本部の参事官級等（公安職）への昇任選考について</p> <p>〔協議事項〕</p> <p>1 人事委員会勧告に向けた検討課題（給与関係）について</p> <p>2 人事委員会勧告作業日程について</p> <p>3 不利益処分に関する不服申立てについて（小学校教員戒告事案）</p> <p>4 人事委員会日程について</p> <p>〔報告事項〕</p> <p>1 平成24年度身体に障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験の採用計画について</p>
第9回	平24.8.20 (月)	<p>〔協議事項〕</p> <p>1 不利益処分に関する不服申立てについて（小学校教員戒告事案）</p> <p>2 人事委員会勧告に向けての検討課題（給与関係）について</p> <p>3 人事委員会勧告に向けた審議日程等について</p> <p>4 不利益処分に関する不服申立て（職務命令違反事案）の意思確認について</p> <p>5 人事委員会日程について</p> <p>〔報告事項〕</p> <p>1 平成24年度広島県職員採用試験（第1回社会人経験者等）の第2次試験合格者について</p> <p>2 不服申立ての取下げについて（警察本部懲戒免職事案）</p> <p>3 職員団体からの申し入れについて</p> <p>4 全国人事委員会連合会役員会について</p>
第10回	平24.8.28 (火)	<p>〔付議事項〕</p> <p>1 平成24年度広島県職員採用試験（第1回社会人経験者等）の最終合格者の決定について</p> <p>〔協議事項〕</p> <p>1 不利益処分に関する不服申立てについて（県立学校22年度・23年度人事）</p>
第11回	平24.9.3 (月)	<p>〔付議事項〕</p> <p>1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について</p>
第12回	平24.9.10 (月)	<p>〔付議事項〕</p> <p>1 職員（衛生（薬学））の採用選考について</p> <p>2 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について</p> <p>〔報告事項〕</p> <p>1 平成24年度第2回警察官採用試験の申込者数について</p> <p>2 職員団体との協議について</p>

第13回	平24.9.14 (金)	<p>〔付議事項〕</p> <p>1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について</p> <p>〔協議事項〕</p> <p>1 人事委員会日程について</p> <p>〔報告事項〕</p> <p>1 平成24年度広島県職員採用試験（短大卒業程度）の申込者数について</p> <p>2 平成24年度広島県職員採用試験（高校卒業程度）の申込者数について</p>
第14回	平24.9.20 (木)	<p>〔付議事項〕</p> <p>1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について</p> <p>2 条例案に係る意見について</p> <p>〔報告事項〕</p> <p>1 職員団体との協議について</p>
第15回	平24.9.24 (月)	<p>〔付議事項〕</p> <p>1 公安職9級及び公安職8級に属する職への昇任選考について</p> <p>2 公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正について</p> <p>3 人事委員会指令の制定について</p> <p>4 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について</p> <p>〔報告事項〕</p> <p>1 職員団体との協議について</p>
第16回	平24.10.3 (水)	<p>〔協議事項〕</p> <p>1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について</p> <p>〔報告事項〕</p> <p>1 平成24年度第2回警察官採用試験の第1次試験合格者について</p> <p>2 平成24年度広島県職員採用試験（第2回社会人経験者等）の申込者数について</p> <p>3 平成24年度身体に障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験の申込者数について</p> <p>4 職員団体との協議について</p>
第17回	平24.10.16 (火)	<p>〔協議事項〕</p> <p>1 人事委員会日程について</p> <p>2 不利益処分に関する不服申立てについて（県立学校22年度・23年度人事）</p>
第18回	平24.10.23 (火)	<p>〔協議事項〕</p> <p>1 不利益処分に関する不服申立てについて（県立学校22年度・23年度人事）</p> <p>〔報告事項〕</p> <p>1 平成24年度広島県職員採用試験（短大卒業程度）の第1次試験合格者について</p> <p>2 平成24年度広島県職員採用試験（高校卒業程度）の第1次試験合格者について</p> <p>3 平成24年度第2回警察官採用試験の第2次試験合格者について</p>
第19回	平24.10.29 (月)	<p>〔付議事項〕</p> <p>1 人事委員会規則・指令の一部改正について</p> <p>〔協議事項〕</p> <p>1 不利益処分に関する不服申立てについて（小学校教員戒告事案）</p> <p>〔報告事項〕</p> <p>1 平成24年度広島県職員採用試験（第2回社会人経験者等）の第1次試験合格者について</p> <p>2 平成24年各都道府県の給与勧告の状況について</p>
第20回	平24.11.20 (火)	<p>〔付議事項〕</p> <p>1 平成24年度広島県職員採用試験（短大卒業程度）の最終合格者の決定について</p> <p>2 平成24年度広島県職員採用試験（高校卒業程度）の最終合格者の決定について</p> <p>3 平成24年度身体に障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験の合格者決定について</p> <p>〔協議事項〕</p> <p>1 人事委員会日程について</p> <p>〔報告事項〕</p> <p>1 「広島県職員採用ガイダンス」の開催について</p> <p>2 平成24年度広島県職員採用試験（第2回社会人経験者等）の第2次試験合格者について</p> <p>3 不服申立ての取下げについて（不起立事案（小中学校）、職務命令違反事案）</p> <p>4 全人連役員会の概要について</p>
第21回	平24.11.27 (火)	<p>〔付議事項〕</p> <p>1 平成24年度第2回警察官採用試験の最終合格者の決定について</p> <p>2 不利益処分に関する不服申立てについて（職務命令違反事案）</p>

第22回	平24. 12. 4 (火)	〔付議事項〕 1 平成24年度広島県職員採用試験（第2回社会人経験者等）の最終合格者の決定について 〔協議事項〕 1 不利益処分に関する不服申立てについて（県立学校22年度・23年度人事） 〔報告事項〕 1 確定交渉の妥結状況について
第23回	平24. 12. 6 (木)	〔付議事項〕 1 条例案に係る意見について 2 不利益処分に関する不服申立てについて（小学校教員戒告事案） 〔協議事項〕 1 人事委員会日程について
第24回	平24. 12. 25 (火)	〔付議事項〕 1 警察官（航空機操縦士）の採用について 2 不利益処分に関する不服申立てについて（不起立事案（県立学校）） 〔協議事項〕 1 不利益処分に関する不服申立てについて（小学校教員戒告事案） 2 不利益処分に関する不服申立てについて（職務命令違反事案） 〔報告事項〕 1 人事院規則の改正について
第25回	平25. 1. 17 (木)	〔協議事項〕 1 不利益処分に関する不服申立てについて（県立学校22年度・23年度人事） 2 人事委員会日程について 〔報告事項〕 1 平成24年度広島県職員採用ガイダンスの実施状況について
第26回	平25. 1. 29 (火)	〔付議事項〕 1 職員の採用選考（病院事業局）について 〔協議事項〕 1 平成25年度採用試験制度の見直しについて 2 不利益処分に関する不服申立てについて（長期保留事案） 〔報告事項〕 1 長距離・長時間通勤の実態分析について 2 平成24年12月の勤勉手当の支給状況について 3 退職手当の見直しについて
第27回	平25. 2. 18 (月)	〔付議事項〕 1 平成24年度一般職の任期付職員採用試験実施計画について 2 条例案に係る意見について
第28回	平25. 2. 26 (火)	〔付議事項〕 1 平成25年度広島県職員採用試験実施計画について 2 警察本部の参事官級等（公安職・行政職・研究職）への昇任選考について 3 警察本部の採用選考について 4 人事委員会指令の一部改正について 〔協議事項〕 1 公安職部長級（参事官）及び課長級の昇任に係る選考基準について 2 職員採用試験の面接評定項目の見直しについて 3 職員採用試験（大学卒業程度）における受験者との質疑・意見交換の実施について 4 不利益処分に関する不服申立てについて（長期保留事案） 5 人事委員会日程について 〔報告事項〕 1 全人連役員会の概要について 2 職員団体からの要請について
第29回	平25. 3. 5 (火)	〔付議事項〕 1 職員採用試験の面接評定項目の見直し及び大学卒業程度試験における受験者との質疑・意見交換の実施について 2 公安職9級及び公安職8級に属する職への昇任選考について 3 人事委員会規則・指令の一部改正について 4 不利益処分に関する不服申立てについて（小学校教員戒告事案） 5 不利益処分に関する不服申立てについて（長期保留事案） 〔協議事項〕 1 公安職部長級（参事官）及び課長級の昇任に係る選考基準について 2 健康福祉局長への医療職給料表（一）の適用等について

第30回	平25. 3.13 (水)	<p>〔付議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会事務局職員の人事異動について 2 級別職務区分表等の改正について 3 人事委員会規則・指令の一部改正について 4 県の課長相当職以上への昇任選考について 5 職員の採用選考について <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不利益処分に関する不服申立てについて（県立学校22年度・23年度人事） 2 人事委員会日程について <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成25年度第1回広島県警察官等採用試験採用計画について 2 不服申立ての取下げについて（職務命令違反事案）
第31回	平25. 3.25 (月)	<p>〔付議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の採用選考（教育委員会）について 2 指導が不適切である教諭の行政職への採用選考について 3 大学卒業程度試験（社会福祉職）の受験資格の変更について 4 人事委員会規則・指令の一部改正について 5 不利益処分に関する不服申立てについて（県立学校22年度・23年度人事） <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不利益処分に関する不服申立てについて（小学校教員戒告事案） <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成24年度任期付職員（総合土木）採用試験の合格者について 2 平成24年度事業所調査結果の概要について 3 職員団体からの要請について

付議事項 64件
協議事項 43件
報告事項 65件
合計 172件

2 人事委員会規則の制定・改廃

平成24年度における人事委員会規則の制定改廃の内容は、次のとおりである。

制定・改正 年 月 日	規 則 名	概 要
平 24. 4. 1 公布・施行	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	組織の改編等による職の新設・改廃等に伴う所要の改正
平 24. 4. 1 公布・施行	広島県人事委員会処務規程の一部を改正する訓令	広島県文書等管理規則等の改正に伴う所要の改正
平 24. 5.24 公布・施行	安芸郡熊野町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (受託分)	組織の改編等による職の新設・改廃等に伴う所要の改正
平 24. 5.24 公布・施行	神石郡神石高原町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (受託分)	組織の改編等による職の新設・改廃等に伴う所要の改正
平 24. 6.28 公布 平 24. 7. 1 施行	広島県人事委員会処務規程の一部を改正する訓令	広島県決裁規程の改正に伴う所要の改正
平 24. 7. 6 公布・施行	職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う所要の改正
平 24.10. 1 公布・施行	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	派遣先団体の追加及び派遣先団体の名称変更に伴う改正
平 24.11.12 公布 平 24.11.15 施行	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	組織の改編による職の新設・改廃等に伴う所要の改正
平 24.11.12 公布 平 24.11.15 施行	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	組織の改編等による職の新設・改廃等に伴う所要の改正
平 25. 3.11 公布 平 25. 4. 1 施行	職員の住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	自宅に係る住居手当の廃止及び単身赴任手当に関する規則の改正に伴う所要の改正
平 25. 3.11 公布 平 25. 4. 1 施行	単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	国の単身赴任手当の改正に伴う所要の改正
平 25. 3.21 公布 平 25. 4. 1 施行	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う所要の改正
平 25. 3.21 公布 平 25. 4. 1 施行	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	組織の見直し等に伴う所要の改正
平 25. 3.21 公布 平 25. 4. 1 施行	職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	医療職給料表(一)適用者に係る退職手当の調整額の区分の改正
平 25. 3.28 公布 平 25. 4. 1 施行	職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則	死因・身元調査法の施行に伴う所要の改正
平 25. 3.28 公布 平 25. 4. 1 施行	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	国家公務員採用試験制度の見直しに伴う所要の改正

3 条例案に対する意見

地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、職員に関する条例の制定又は改廃について、県議会から意見を求められたものに対し、意見を申し述べている。

なお、平成24年度に意見を求められた条例案7件に対して述べた意見は、次に掲げるとおりである。

年月日	条 例 案	意 見
H24. 6. 21	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	適当と考える
H24. 9. 20	職員に対する賞じゆつ金の授与に関する条例の一部を改正する条例案	適当と考える
H24. 12. 6	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案	本委員会が行った給与勧告の趣旨に照らして遺憾であるが、勧告後の諸般の事情を考慮してとられた措置であり、やむを得ないものと考え
	職員の給与に関する条例の一部改正	
	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正	
	市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案	
H25. 2. 18	職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案	適当と考える
	職員の退職手当に関する条例の一部改正	
	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例等の一部改正	適当と考える
	特別職等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案中職員に関する部分	
	職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案	適当と考える

4 人事委員会主要行事

区分	人事委員会	人事委員会協議会関係	その他
平成24年 4月	4. 6 第1回人事委員会 4. 23 第2回人事委員会	4. 18 全国人事委員会連合会役員会 4. 26 十五都道府県人事委員会協議会 委員長・局長会議	
5月	5. 16 第3回人事委員会 5. 29 第4回人事委員会	5. 9 中国地方人事委員会協議会 委員全員会議	
6月	6. 21 第5回人事委員会	6. 11 全国人事委員会連合会総会	
7月	7. 2 第6回人事委員会 7. 23 第7回人事委員会	7. 12 公平審査事務研修会	7. 20 大卒程度2次試験 ～8. 1 (面接：9日間)
8月	8. 7 第8回人事委員会 8. 20 第9回人事委員会 8. 28 第10回人事委員会	8. 9 全国人事委員会連合会役員会	8. 20 口頭審理 8. 28 口頭審理
9月	9. 3 第11回人事委員会 9. 10 第12回人事委員会 9. 14 第13回人事委員会 9. 20 第14回人事委員会 9. 24 第15回人事委員会		
10月	10. 3 第16回人事委員会 10. 16 第17回人事委員会 10. 23 第18回人事委員会 10. 29 第19回人事委員会		10. 3 人事委員会勧告 10. 16 口頭審理 10. 23 口頭審理 10. 29 口頭審理
11月	11. 20 第20回人事委員会 11. 27 第21回人事委員会	11. 13 全国人事委員会連合会役員会	
12月	12. 4 第22回人事委員会 12. 6 第23回人事委員会 12. 25 第24回人事委員会		12. 4 口頭審理 12. 25 口頭審理
平成25年 1月	1. 17 第25回人事委員会 1. 29 第26回人事委員会		1. 17 口頭審理
2月	2. 18 第27回人事委員会 2. 26 第28回人事委員会	2. 8 全国人事委員会連合会役員会	
3月	3. 5 第29回人事委員会 3. 13 第30回人事委員会 3. 25 第31回人事委員会		

※ この表は、人事委員が出席する主要行事を掲載したものである。

●人事委員会 31回

●人事委員会協議会関係

8回

●口頭審理 8回

任 用 關 係 事 務

第2 任用関係業務

1 職員の採用

(1) 職員採用試験等の実施状況

平成24年度に実施した職員採用試験等の実施状況は、第1表から第4表のとおりである。

第1表 平成24年度広島県職員採用試験等実施状況(総括表)

区 分	平成24年度				平成23年度				増 減							
	申込者数 (人)	受験者数 (人)	最終合格者数 (人)	競争倍率 (倍)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	最終合格者数 (人)	競争倍率 (倍)	申込者数		受験者数		最終合格者数		競争倍率 ポイント	
									(人)	増減率 (%)	(人)	増減率 (%)	(人)	増減率 (%)		
競 争 試 験	大学卒業 程 度	1,250	824	90	9.2	1,365	870	113	7.7	△ 115	△ 8.4	△ 46	△ 5.3	△ 23	△ 20.4	1.5
	うち行政	437	268	32		475	302	40		△ 38	△ 8.0	△ 34	△ 11.3	△ 8	△ 20.0	
		900	587	44	13.3	973	604	61	9.9	△ 73	△ 7.5	△ 17	△ 2.8	△ 17	△ 27.9	3.4
		313	187	18		334	201	23		△ 21	△ 6.3	△ 14	△ 7.0	△ 5	△ 21.7	
	第1回社会人	247	178	8	22.3	224	159	11	14.5	23	10.3	19	11.9	△ 3	△ 27.3	7.8
	うち行政	63	46	2		54	43	2		9	16.7	3	7.0	0	0.0	
		218	157	5	31.4	189	134	6	22.3	29	15.3	23	17.2	△ 1	△ 16.7	9.1
		59	42	1		52	41	2		7	13.5	1	2.4	△ 1	△ 50.0	
	第2回社会人	247	167	3	55.7	252	160	6	26.7	△ 5	△ 2.0	7	4.4	△ 3	△ 50.0	29.0
	うち行政	77	50	0		64	44	3		13	20.3	6	13.6	△ 3	皆減	
		247	167	3	55.7	252	160	6	26.7	△ 5	△ 2.0	7	4.4	△ 3	△ 50.0	29.0
		77	50	0		64	44	3		13	20.3	6	13.6	△ 3	皆減	
	短大卒業 程 度	108	87	10	8.7	91	67	4	16.8	17	皆増	20	皆増	6	皆増	-
	うち行政	104	84	10		84	63	4		20		21		6		
	高校卒業 程 度	209	128	27	4.7	162	132	20	6.6	47	29.0	△ 4	△ 3.0	7	35.0	△ 1.9
	うち行政	118	75	20		91	70	14		27	29.7	5	7.1	6	42.9	
		209	128	27	4.7	162	132	20	6.6	47	29.0	△ 4	△ 3.0	7	35.0	△ 1.9
		118	75	20		91	70	14		27	29.7	5	7.1	6	42.9	
	小計	2,061	1,384	138	10.0	2,094	1,388	154	9.0	△ 33	△ 1.6	△ 4	△ 0.3	△ 16	△ 10.4	1.0
	うち行政	799	523	64		768	522	63		31	4.0	1	0.2	1	1.6	
	1,574	1,039	79	13.2	1,576	1,030	93	11.1	△ 2	△ 0.1	9	0.9	△ 14	△ 15.1	2.1	
	567	354	39		541	356	42		26	4.8	△ 2	△ 0.6	△ 3	△ 7.1		
第1回警察官 (男性)	2,040	1,249	154	8.1	1,652	1,156	144	8.0	388	23.5	93	8.0	10	6.9	0.1	
第2回警察官 (男性)	1,763	851	136	6.3	1,477	906	96	9.4	286	19.4	△ 55	△ 6.1	40	41.7	△ 3.1	
第1回警察官 (女性)	579	244	23	10.6	510	267	16	16.7	69	13.5	△ 23	△ 8.6	7	43.8	△ 6.1	
第2回警察官 (女性)	579	244	23		510	267	16		69	13.5	△ 23	△ 8.6	7	43.8		
第2回警察官 (女性)	620	189	19	9.9	442	168	11	15.3	178	40.3	21	12.5	8	72.7	△ 5.4	
	620	189	19		442	168	11		178	40.3	21	12.5	8	72.7		
競争試験計	7,063	3,917	470	8.3	6,175	3,885	421	9.2	888	14.4	32	0.8	49	11.6	△ 0.9	
	1,998	956	106		1,720	957	90		278	16.2	△ 1	△ 0.1	16	17.8		
選 考 試 験	身体に障害のある人 を対象とした試験	13	9	3	3.0	8	7	3	2.3	5	62.5	2	28.6	0	0.0	0.7
	職業訓練指導員	30	30	3	10.0	16	16	2	8.0	14	87.5	14	87.5	1	50.0	2.0
	衛生(薬学)	1	6	1	6.0	0	0	0	0.0	1	皆増	6	皆増	1	皆増	6.0
	医療ソーシャル ワーカー					28	25	1	25.0	△ 28	皆増	△ 25	皆増	△ 1	皆増	-
	警察官 (術科指導員)	5	5	3	1.7	2	2	2	1.0	3	150.0	3	150.0	1	50.0	0.7
	警察職員 (情報処理職)					16	12	1	12.0	△ 16	皆減	△ 12	皆減	△ 1	皆減	-
	警察職員 (航空機操縦士)	8	6	1	6.0					8	皆増	6	皆増	1	皆増	6.0
選考試験計	57	56	11	5.1	70	62	9	6.9	△ 13	△ 18.6	△ 6	△ 9.7	2	22.2	△ 1.8	
合計	7,120	3,973	481	8.3	6,245	3,947	430	9.2	875	14.0	26	0.7	51	11.9	△ 0.9	
そ の 他 採 用 選 考	知事部局等(行政職等)		32	32	1.0		34	34	1.0			△ 2	△ 5.9	△ 2	△ 5.9	0.0
	教育委員会(行政職)		25	25	1.0		15	15	1.0			10	66.7	10	66.7	0.0
	警察本部(警察官等)		54	54	1.0		44	44	1.0			10	22.7	10	22.7	0.0
	計		111	111	1.0		93	93	1.0			18	19.4	18	19.4	0.0

(注) 1. 「その他採用選考」における「受験者数」は「選考対象者数」を、「最終合格者数」は「合格者数」を示す。(現業職員の任命換選考を除く)
2. 下段は、女性で内数。

第2表 主な平成24年度広島県職員採用試験の実施状況(内訳)

(平成25年4月1日現在)

試験区分	職種	採用予定人員 名程度	申込者数 (A) 人	第1次試験										第2次試験					最終競争倍率 (B/D)	採用者数 人				
				受験者数(B)					受験率 (B/A)	合格者数(C)					合格者率 (C/B)	受験者数	最終合格者数(D)					最終合格者率 (D/B)		
				院	大	短	高	計		院	大	短	高	計			院	大			短		高	計
大学卒業程度 試験	行政 一般事務	27	711	69	381	3	5	458	64.4	15	62			77	16.8	72	7	28		35	7.6	13.1	28	
			234	17	112	2	1	132		2	18			20		18	2	11		13			12	
		7	189	9	116	2	2	129	68.3	2	16			18	14.0	18	1	8		9	7.0	14.3	9	
			79	3	50	1	1	55		1	7			8		8	1	4		5			5	
	小計	34	900	78	497	5	7	587	65.2	17	78			95	16.2	90	8	36		44	7.5	13.3	37	
			313	20	162	3	2	187		3	25			28		26	3	15		18			17	
	行政以外	心理	2	30	12	4		16	53.3	4	3			7	43.8	6	2	1		3	18.8	5.3	2	
				22	10	2		12		4	2			6		5	2	1		3			2	
		衛生(衛生一般)	1	33	9	17		26	78.8	4	2			6	23.1	5		1		1	3.8	26.0	1	
				19	3	13		16		2	1			3		3		1		1			1	
		衛生(薬学)	2	17	2	9		11	64.7	2	4			6	54.5	5		2		2	18.2	5.5	1	
				9		6		6		2	2			2		2		1		1			1	
		農薬	2	34	11	14		25	73.5	3	3			6	24.0	5	2			2	8.0	12.5	2	
				18	7	7		14		2	1			3		3	2			2			2	
		林業	1	13	2	5		7	53.8	2	4			6	85.7	6	1	1		2	28.6	3.5	2	
			4		2		2		1				1		1				2			2		
畜産一般		1	13	4	5		9	69.2	3	3			6	66.7	6	1	1		2	22.2	4.5	2		
		6		3		3		2	2			2		2		1		1			1			
水産	1	28	6	15		21	75.0	2	4			6	28.6	6	2	2		2	9.5	10.5	2			
		6	3	2		5		1	1			2		2				2			2			
工業(化学)	6	55	20	18		38	69.1	9	7			16	42.1	14	5	2		7	18.4	5.4	6			
		12	3	3		6		1	1			2		2	1	1		2			1			
工業(機械)	3	16	4	9		13	81.3	2	5			7	53.8	6	1	2		3	23.1	4.3	2			
工業(電子)	1	17	6	3		9	52.9	4	3			7	77.8	6	2			2	22.2	4.5	2			
工業(薬師法医)	1	24	13	5		18	75.0	3	3			6	33.3	5		1		1	5.6	18.0	1			
		10	4	2		6																		
総合土木	13	50	8	24	1	33	66.0	7	20	1		28	84.8	27	4	11		15	45.5	2.2	14			
		15	2	7		9		2	5			7		6	1	3		4			4			
建築	3	20	3	8		11	55.0	3	5			8	72.7	7	2	2		4	36.4	2.8	4			
		3		2		2																		
小計	37	350	100	136	1	237	67.7	48	66	1		115	48.5	104	20	26		46	19.4	5.2	41			
		124	32	49		81		12	16			28		26	6	8		14			11			
計	71	1,250	178	633	6	7	824	65.9	55	144	1		210	25.5	194	28	62		90	10.9	9.2	78		
		437	52	211	3	2	268		15	41			56		52	9	23		32			28		
社会人経験者	第1回	一般事務	5	218	21	119	3	14	157	72.0	6	15		21	13.4	12	1	4		5	3.2	31.4	5	
				59	4	32	3	3	42		3			3		3		1		1			1	
	総合土木	2	29	7	10	2	2	21	72.4	6	5	1	12	57.1	6	3		3	14.3	7.0	3			
		4	2		1	1	4		2			2		2	1			1			1			
小計	7	247	28	129	5	16	178	72.1	12	20	1	33	18.5	18	4	4		8	4.5	22.3	8			
		63	6	32	4	4	46		2	3		5		5	1	1		2			2			
第2回	一般事務	3	247	24	123	9	11	167	67.6		14		14	8.4	7		3		3	1.8	55.7	3		
			77	7	34	5	4	50			3		3		1									
小計	3	247	24	123	9	11	167	67.6		14		14	8.4	7		3		3	1.8	55.7	3			
		77	7	34	5	4	50			3		3		1										
短大卒業程度 以外	行政	栄養士	10	108	1	75	10	1	87	80.6		20		1	21	24.1	21		10	11.5	8.7	8		
				104		74	9	1	84		20		1	21		21		10		10		8		
	小計	10	108	1	75	10	1	87	80.6		20		1	21	24.1	21		10	11.5	8.7	8			
		104		74	9	1	84		20		1	21		21		10		10		8				
高校卒業程度	行政	一般事務	13	157		6	9	70	85	54.1		3	6	50	59	69.4	55		2	19	21	24.7	4.0	18
				83		2	8	37	47		1	6	28	35	33		2	14	16			14		
	警察事務	4	52		2	3	38	43	82.7			1	13	14	32.6	13		1	5	6	14.0	7.2	4	
			35		1	3	24	28			1	9	10	9			1	3	4			3		
小計	17	209		8	12	108	128	61.2		3	7	63	73	57.0	68		3	24	27	21.1	4.7	22		
		118		3	11	61	75		1	7	37	45	42			3	17	20			17			
身体に障害のある人を 対象とした試験	3	13		7	1	1	9	69.2		3							3		3	33.3	3.0	2		
		3		1		1																		
総計	111	2,074	231	975	43	144	1,393	67.2	77	204	8	65	351	25.2	308	32	82	3	24	141	10.1	9.9	121	
		802	65	354	33	72	524		17	68	7	38	130		121	10	34	3	17	64		55		

(注)・採用予定人員は、受験案内表示による。
 ・下段は女性で内数
 ・大学の欄に記載の数は大学中退者若しくは在学者を含む。短大の欄に記載の数は高専を含む。

第3表 平成24年度広島県警察官等採用試験実施状況

試験区分	職種	採用予定人員 名程度	第1次試験				第2次試験				第3次試験				最終合格 率(B/E)	採用者数 人															
			受験者数(A)		合格者数(B)		受験者数		合格者数(C)		受験者数		合格者数(D)				最終合格者数(E)														
			大	計	大	計	大	短	高	他	大	短	高	他			大	短	高	他											
第1回	警察官A (男性)10月採用	70	651	438	270	61.6	253	174	39.7	163	80	18.3	5.5	64																	
	警察官A (女性)4月採用	20	624	379	104	27.4	83	63	16.6	58	31	8.2	12.2	17																	
	警察官B (男性)2月採用	34	765	432	20	34.0	137	13	22.0	88	4	10.0	10.0	33																	
	警察官B (女性)	8	136	60	30	50.0	27	20	33.3	20	9	15.0	6.7	8																	
第2回	警察官A (女性)10月採用	4	136	60	30	30	27	20	20	20	9	9	8																		
	警察官A (男性)4月採用	4	180	97	32	33.0	19	17	17.5	14	9	9.3	10.8	7																	
	警察官B (女性)4月採用	4	180	97	32	19.5	19	17	12.6	10	4	5.7	17.4	4																	
	警察官B (女性)	4	263	137	17	12	12	2	11	10	4	5	17.4	4																	
第3回	計	140	2,619	1,022	35	436	0	1,493	57.0	456	9	135	0	600	40.2	551	287	7	85	0	380	25.5	353	133	3	41	0	177	11.9	8.4	133
	警察官A (男性)	68	997	495	248	49.6	236	175	35.4	171	79	16.0	6.3	71																	
	警察官B (女性)	46	766	40	18	50.3	163	18	35.4	121	5	16.0	6.2	54																	
	警察官A (女性)	10	295	85	34	40.0	31	24	28.2	23	11	12.9	7.7	9																	
警察官	警察官A (女性)	295	85	34	34	34	31	24	24	23	11	11	9																		
	警察官B (男性)	6	325	104	27	26.0	27	2	17.3	17	8	7.7	13.0	6																	
	警察官B (女性)	325	8	96	3	24	27	2	18	17	7	8	6																		
	計	130	2,383	620	27	393	0	1,040	43.6	300	12	176	0	488	46.9	457	217	11	115	0	343	33.0	332	95	3	57	0	155	14.9	6.7	140
警察官総計		270	5,002	1,642	62	829	0	2,533	50.6	756	21	311	0	1,088	43.0	988	504	18	201	0	723	28.5	685	228	6	98	0	332	13.1	7.6	273
		1,199	242	21	170	0	433	96	6	38	0	140	116	116	84	29	2	11	0	42	84	29	2	11	0	42	34				

(注) 採用予定人員は、受験案内表示による。

・下段は、女性で内数。

・大字の欄に記載の数は大字中退者若しくは在学者を含む。短大の欄に記載の数は高専を含む。

・第2回警察官試験は、他の都道府県を第一志望とする者を除く。

(参考)

第4表 広島県職員採用試験(大学卒業程度)の受験者・合格者数の推移

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
全 職 種	人(程度) 採用予定者数	60	21	20	46	46	41	59	81	89	71
	人 申込者数 (A)	1,676 (587)	950 (357)	952 (340)	870 (340)	795 (301)	666 (249)	938 (313)	1,442 (519)	1,365 (475)	1,250 (437)
	人 受験者数 (B)	1,182 (403)	576 (213)	625 (223)	545 (207)	510 (188)	408 (154)	613 (197)	816 (306)	870 (302)	824 (268)
	人 最終合格者数 (C)	76 (19)	32 (8)	26 (8)	57 (23)	58 (24)	50 (25)	77 (29)	105 (39)	113 (40)	90 (32)
	% 受験率 (B/A)	70.5	60.6	65.7	62.6	64.2	61.3	65.4	56.6	63.7	65.9
	倍 競争倍率 (B/C)	15.6	18.0	24.0	9.6	8.8	8.2	8.0	7.8	7.7	9.2
	人 採用者数 (D)	64 (13)	25 (8)	21 (5)	45 (18)	50 (20)	43 (20)	68 (27)	88 (31)	105 (37)	78 (28)
う ち 行 政 職	人(程度) 採用予定者数	29	8	9	30	24	18	31	42	46	34
	人 申込者数 (A)	1,165 (426)	645 (241)	682 (254)	617 (248)	526 (191)	449 (175)	594 (190)	1,024 (369)	973 (334)	900 (313)
	人 受験者数 (B)	795 (276)	361 (129)	420 (156)	366 (142)	314 (111)	255 (100)	397 (121)	570 (207)	604 (201)	587 (187)
	人 最終合格者数 (C)	40 (12)	17 (3)	12 (4)	39 (14)	33 (12)	23 (13)	42 (16)	59 (19)	61 (23)	44 (18)
	% 受験率 (B/A)	68.2	56.0	61.6	59.3	59.7	56.8	66.8	55.7	62.1	65.2
	倍 競争倍率 (B/C)	19.9	21.2	35.0	9.4	9.5	11.1	9.5	9.7	9.9	13.3
	人 採用者数 (D)	31 (8)	12 (3)	9 (3)	27 (9)	27 (9)	19 (9)	34 (14)	45 (14)	53 (20)	37 (17)

(注) ()内は女性で内数

(2) 主な採用試験日程及び試験会場
平成24年度の主な職員採用試験の日程及び試験会場は、次のとおりである。

(公告順)

試験区分	受験案内・申込書配布開始期日	受付期間	第1次試験	第1次試験合格発表	第2次試験	第2次試験合格発表	第3次試験	最終合格発表	試験会場		
									第1次試験	第2次試験	第3次試験
第1回警察官	3月6日(火) ～ 4月11日(火)	3月6日(火) ～ 4月11日(火)	5月13日(日)	5月23日(火)	6月2日(土) ～ 6月3日(日)	6月19日(火)	7月9日(月) ～ 7月13日(金)	8月10日(金)	広島修道大学	広島県警察学校	広島県庁
大学卒業程度試験	5月14日(月) ～ 6月1日(金)	5月14日(月) ～ 6月1日(金)	6月24日(日)	7月5日(木)	7月19日(木) ～ 8月2日(木)	—	—	8月10日(金)	(広島会場) 比治山大学 (東京会場) 明治学院大学 キャンパス (東京都港区)	広島県庁	—
第1回 社会人経験者等試験	5月14日(月)	5月14日(月) ～ 6月1日(金)	6月24日(日)	7月17日(火)	8月3日(金)	8月10日(金)	8月26日(日)	8月30日(木)	(広島会場) 比治山大学 (東京会場) 明治学院大学 キャンパス (東京都港区)	広島県庁	広島県庁
第2回警察官	7月5日(木)	7月5日(木) ～ 8月24日(金)	9月16日(日)	9月27日(木)	10月6日(土) ～ 10月7日(日)	10月18日(木)	11月5日(月) ～ 11月9日(金)	11月30日(金)	(広島会場) 県立広島大学広島キャン パス、広島県庁 (福山会場) 福山県陽高等学校	広島県警察学校	広島県庁
短大卒業程度試験	7月5日(木)	7月5日(木) ～ 9月4日(火)	9月23日(日)	10月18日(木)	10月30日(火) ～ 11月2日(金)	—	—	11月22日(木)	広島県庁	広島県庁	—
高校卒業程度試験	7月5日(木)	7月5日(木) ～ 9月4日(火)	9月23日(日)	10月18日(木)	10月30日(火) ～ 11月2日(金)	—	—	11月22日(木)	(広島会場) 広島県庁 (福山会場) 東部経済事務所	広島県庁	—
身体に障害のある人 を対象とした試験	8月24日(金)	8月24日(金) ～ 9月24日(月)	10月14日(日)	—	—	—	—	11月22日(木)	広島県庁	—	—
第2回 社会人経験者等試験	9月3日(月)	9月3日(月) ～ 9月24日(月)	10月14日(日)	10月26日(金)	11月12日(月)	11月19日(月)	12月2日(日)	12月6日(木)	広島県庁	広島県庁	広島県庁

(3) 受験資格等

平成24年度の主な職員採用試験の受験資格等は、次のとおりである。

試験区分	項目	年齢(生年月日)	性別	学歴	その他
大学卒業程度		昭和58年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者と平成3年4月2日以降に生まれた大卒(卒見含む)の者	—		
		昭和62年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者	—		
		平成3年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者	—		
		昭和53年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者	—		
社会人経験者等	身体に障害のある人を対象とした試験	昭和57年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者	—		※①
		昭和57年10月2日から平成6年4月1日までに生まれた者	男性 女性 男性 女性	警察官(男性)A 警察官(女性)A 警察官(男性)B 警察官(女性)B	学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成24年9月末日までに卒業見込みの者 上記以外の者
第1回警察官		昭和58年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者	男性 女性	警察官(男性)A 警察官(女性)A	学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成25年3月末日までに卒業見込みの者
		昭和58年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者	男性 女性	警察官(男性)A 警察官(女性)A	学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成25年3月末日までに卒業見込みの者
		昭和58年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者	男性 女性	警察官(男性)A 警察官(女性)A	学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成25年3月末日までに卒業見込みの者
		昭和58年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者	男性 女性	警察官(男性)B 警察官(女性)B	上記以外の者
第2回警察官		昭和58年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者	男性 女性	警察官(男性)A 警察官(女性)A	学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成25年3月末日までに卒業見込みの者
		昭和58年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者	男性 女性	警察官(男性)B 警察官(女性)B	上記以外の者

上記のほか、次のいずれかに該当する場合は受験できない。

ア 日本国籍を有しない者(工業を除く。)

イ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条(欠格条項)の規定に該当する者

※① 事務職として介護者なしに職務の遂行が可能であり、かつ、自力で通勤ができる者で次のすべてに該当する者

ア 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から4級までの者

イ 活字印刷文による出題に対応できる者

※② 学校教育法による大学(短期大学を除く。)に在籍している者、並びに、短期大学、高等専門学校及び高等学校を平成24年10月1日から平成25年3月末日までに卒業見込みの者は受験できない。

(4) 採用選考の状況

平成24年度職員採用選考の状況は、次のとおりである。

ア 選考試験（身体に障害のある人を対象とした試験を除く。）

（知事部局）

実施月日	職 種	受験者数	合格者数
平成24年9月23日(日)	職業訓練指導員	30人	3人
平成24年10月14日(日)	薬学(追加)	6人	1人

（警察本部）

実施月日	職 種	受験者数	合格者数
平成24年8月22日(水)	警察官 術科指導員	5人	3人
平成25年2月1日(金)	警察職員 航空機操縦士	6人	1人

（選考試験の計）

受験者数	合格者数
47人	8人

イ その他の採用選考件数（割愛等）

区 分	職 種	選考対象数	合格者数
知事部局等	行政職等	32人	32人
教育委員会	行政職	25人	25人
警察本部	警察官等	54人	54人
計		111人	111人

（注）任命権者への委任分を除く。知事部局には病院事業局を含む。

(5) 広報活動等

優秀な人材を確保するため、採用試験の実施について次のとおり広報活動等を展開した。

ア 県広報の活用

① 広報紙

県広報紙である「県民だより」等を利用して広報活動等を行った。

② インターネット

県のホームページを利用して広報を行った。

イ 人事委員会ホームページの活用

人事委員会のホームページにより、各種情報提供を行った。

ウ 「職員採用ガイダンス」の開催

広島県職員採用試験の受験希望者を対象として、「広島県職員採用ガイダンス」を平成25年1月8日、県庁講堂にて開催し、160名の参加を得た。内容は、知事からのメッセージ、採用試験制度や仕事内容の説明のほか、グループに分かれての若手県職員との意見交換及び職場見学を行った。また、ガイダンスの内容については、人事委員会のホームページに掲載した。

エ 試験制度説明会の実施

県内の大学等を訪問し、学生を対象として試験制度説明会を実施し、試験制度や県行政について説明等を行った。

(6) 危機管理等

採用試験の実施に当たっては、天候や公共交通機関の遅延等により、予定どおり試験が実施できなくなる可能性がある。このため、次のとおりの対策を講じた。

ア 危機管理マニュアル

当初の予定どおりの試験実施が危ぶまれる場合の対応マニュアルを準備し、不測の事態に備えている。

イ 携帯版ホームページの作成

天候や公共交通機関の遅延などにより、予定どおりの試験実施が困難になると想定される場合に、受験者に試験実施についての情報を提供するため、人事委員会のホームページに携帯電話で閲覧できる、情報提供ページを準備している。

2 職員の昇任

平成 24 年度職員昇任選考の実施状況は、次のとおりである。

職 別	知 事	教育委員会	警察本部	その 他	計
局 長 相 当 職	4	1		0	5
部 長 相 当 職	23	3	1	0	27
課 長 相 当 職	54	6	3	3	66
担当監・参事相当職	106	12	10	12	140
主 幹 相 当 職	155	28	8	34	225
主 査 相 当 職	152	71	9	24	256
合 計	494	121	31	73	719

(注) 警察本部については警察官を除く。

次に掲げる職への昇任については、その選考を各任命権者に委任している。

- (一) 副主任研究員及びこれらに相当する職
- (二) 主任及びこれらに相当する職
- (三) 本庁の課長の職又はこれに相当する職より下位の職において、現にある職が2以上の職務の級に区分されている職（研究職を除く。）で、その職を異にすることなく上位の職務の級に属する職
- (四) 研究職2級の研究員の職

※ なお、警察本部における、警察官の警部以下の階級にかかる昇任選考資格認定試験合格者名簿登載者からの昇任についても任命権者に委任している。

3 臨時的任用

一年以内に廃止されることが予想される職または適当な任用候補者が不在の場合等に認められる臨時的任用について、教育委員会の申請に基づき承認を行っている。

件数は、次のとおりである。

期 間	件 数
平成 24.4.1～平成 25.3.31	192

※ なお、給与が日額を持って支給される職及び教育職員については包括承認している。

給 与 関 係 事 務

第3 給与関係業務

1 職員給与の実態

地方公務員法第8条第1項の規定により、平成24年4月現在の一般職に属する職員の給与等の実態を調査した。

この調査結果の概要は、次のとおりである。

(1) 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数並びに学歴別及び性別人員構成比

職員の総数は、29,384人で、これを給料表別にみると、教育職が全体の59.3%を占め、以下行政職21.1%、公安職17.4%、医療職1.2%、研究職1.0%の順となっている。

(平成24年4月現在)

給料表	区分	適用人員 人	平均年齢 歳	平均経験年数 年	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
					大学卒 %	短大卒 %	高校卒 %	中学卒 %	男 %	女 %
全給料表		29,384	43.5	21.6	79.2	8.2	12.5	0.0	59.4	40.6
行政職給料表		6,213	43.9	22.9	57.6	13.9	28.5	0.0	67.6	32.4
公安職給料表		5,116	38.6	17.6	59.7	3.5	36.7	0.1	93.1	6.9
教育職給料表(二)(ロ)		4,451	45.8	23.3	94.8	4.4	0.8	-	60.5	39.5
教育職給料表(三)(イ)		12,968	44.4	22.0	91.4	8.6	-	-	42.1	57.9
研究職給料表		282	42.8	20.0	99.3	0.4	0.4	-	82.3	17.7
医療職給料表(一)		39	38.1	14.7	100.0	-	-	-	74.4	25.6
医療職給料表(二)		251	44.0	21.2	77.3	22.7	-	-	25.9	74.1
医療職給料表(三)		64	45.9	23.7	95.3	4.7	-	-	0.0	100.0

(2) 職員の平均給与月額

職員の平均給与月額を昨年と比べると、全体で2,714円(0.7%)減少している。

給料表別に見ると、減少率が最も高いのは医療職給料表(二)で6,512円(2.2%)減少しているが、研究職給料表及び医療職給料表(一)では増加している。

給料表	区分	平成24年(A)	平成23年(B)	$\frac{(A)}{(B)} \times 100$
全給料表		402,799 円	405,513 円	99.3 %
行政職給料表		387,520	387,931	99.9
公安職給料表		355,221	356,414	99.7
教育職給料表(二)(ロ)		437,506	441,013	99.2
教育職給料表(三)(イ)		416,459	420,593	99.0
研究職給料表		399,431	398,561	100.2
医療職給料表(一)		814,009	813,340	100.1
医療職給料表(二)		373,778	382,290	97.8
医療職給料表(三)		385,671	394,292	97.8

2 職種別民間給与実態調査

(1) 調査の目的及び調査対象事業所等

職員の給与を検討するための基礎資料を作成するため、人事院及び広島市人事委員会等と共同で、企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 (1, 171 事業所) から産業、規模等を考慮して無作為抽出した事業所について、4 月分給与等の実態を調査した。

産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模			
	規模計	500 人以上	100 人以上 500 人未満	100 人未満
全 産 業	281	134	97	50
鉱業、採石業、砂利採取業、 建設業	30	17	6	7
製 造 業	114	52	39	23
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	69	33	25	11
卸 売 業 , 小 売 業	36	21	10	5
金 融 業 , 保 険 業 , 不動産業, 物品賃貸業	11	7	4	0
教育, 学習支援業, 医療, 福祉, サービス業	21	4	13	4

(注) 上記のほか、実地調査に際し、規模が調査の対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所が 30 あった。

(2) 職員給与と民間給与との比較

ア 職員給与と民間給与との較差 (月例給)

県の行政職給料表適用職員と民間事業所の従業員のうち、職務の種類、責任の度合、学歴、年齢階層等の条件が対応すると認められる者について、平成 24 年 4 月分の給与を、県職員を基準とするラスパイレス方式で比較したところ、職員給与が民間給与を 1 人当たり平均 16 円 (0.00%) 上回っていた。

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 ((A) - (B)) $\left[\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right]$
391,685 円	391,701 円	△16 円 (△0.00%)

- (注) 1 民間給与は、職務上の役職段階別、学歴別及び年齢別の平均の給与月額を算定し、これに対応する県職員の人員構成を基準として加重平均したものである (ラスパイレス方式)。
 2 民間・職員給与は、きまって支給する給与から時間外手当、通勤手当及びこれに相当する手当を除いたものである。
 3 職員給与の対象となる職員は、行政職給料表適用者 6,213 人から、民間事業所の従業員と同様に、本年度の新規採用者を除いた 6,077 人である。

イ 民間における扶養（家族）手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	11,968円
配偶者と子1人	18,245円
配偶者と子2人	24,296円

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

(備考) 県職員に係る扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

ウ 民間における住宅手当（借家・借間）の支給状況

支給の有無	事業所の割合
支給	48.4%
非支給	51.6%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の最高支給額の中位階層	25,000円以上26,000円未満

(備考) 県職員に係る住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

エ 民間における特別給（ボーナス）の支給状況

平成23年8月から平成24年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額との3.95月分（事務・技術等従業員）に相当している。

項目	区分	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
		平均所定内給与月額	
	下半期 (A1)	353,454円	249,709円
	上半期 (A2)	358,719円	252,613円
特別給の支給額	下半期 (B1)	725,562円	446,830円
	上半期 (B2)	681,254円	429,439円
特別給の支給割合	下半期 $\left[\frac{B1}{A1}\right]$	2.05月分	1.79月分
	上半期 $\left[\frac{B2}{A2}\right]$	1.90月分	1.70月分
	年間計	3.95月分	3.49月分

(注) 下半期とは平成23年8月から平成24年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

(備考) 職員の場合、調査実施時の年間支給月数は、3.95月分である。

3 職員の給与に関する報告及び勧告

地方公務員法の規定に基づき、平成 24 年 10 月 3 日、県議会議長及び知事に対し、次の内容の報告及び勧告を行った。

(1) 職員の給与に関する報告（要旨）

ア 平成 24 年 4 月の民間給与との較差等に基づく給与改定

本年の人事院勧告においては、月例給については、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置前の公務員給与と民間給与を比較した結果、本年の官民較差が小さく、従来から、官民較差が小さく俸給表及び諸手当の適切な改定が困難な場合には改定を見送っていること、給与減額支給措置後の公務員給与は民間給与を下回っていること、当該給与減額支給措置は民間準拠による改定とは別に未曾有の国難に対処するため臨時特例として行われていることを踏まえ、改定を行わないこととしている。また、期末手当及び勤勉手当についても、民間の特別給の支給割合と均衡していること等から改定を行わないこととしている。

次に、民間給与実態調査により、県内民間事業所の本年の春季賃金改定動向等をみると、ベースアップを実施した事業所の割合が昨年より減少している等、一部に厳しい状況がみられるものの、一時帰休・休業や賃金カット等の雇用調整を実施した事業所の割合が昨年より減少しているほか、定期昇給を実施した事業所の割合が昨年と同程度である等、全体としては、おおむね昨年と同様の状況にあると考えられる。

一方、職員給与は、昨年の民間給与との較差（△147 円）に基づき給与の引下げ改定を行ったところであるが、民間給与との比較対象となる職員の平均年齢が上昇していること等に伴い、昨年よりわずかながら増加している。その結果、本年 4 月現在における職員給与と民間給与を比較すると、職員給与が民間給与をわずかに上回っているが、ほぼ均衡している状況にある。また、期末手当及び勤勉手当について、本年の民間事業所における賞与等の特別給の支給割合（3.95 月分）は、現行の職員の年間支給月数（3.95 月）と均衡している。

これら諸般の事情を勘案すると、本年の職員の給与については、月例給及び特別給の改定を行わないことが適当である。

イ 給与制度をめぐる諸課題

(ア) 給与構造改革における経過措置

平成 18 年度から実施した給与構造改革においては、給料表水準の平均 4.8%（最大約 7%）の引下げを行ったが、この引下げに当たっては、給料が基本給の性格を有することを考慮し、個々の職員が受ける新たな給料月額が昇給、昇格及び給料表改定等により平成 18 年 3 月 31 日に受けていた給料月額に達するまでの間は、その差額を支給する経過措置を国に準じて講じてきた。

昨年、人事院はこの経過措置の廃止を勧告し、本人事委員会においても職員の給与に関する報告において、国に準じて早期に廃止することが適当とした上で、本県職員への支給実態等を踏まえる必要があることから、廃止に向けた措置等については国や他の都道府県の動向等を注視しつつ検討

を進めることとしたところである。

本県職員の経過措置の対象者数や経過措置額については、退職や昇給、昇格等により、当該経過措置を講じた平成18年と比べ大幅に減少してきているが、本年4月現在においてもなお在職者の約2割が経過措置額を受給している。今後も対象者数や経過措置額は減少していくものの、その解消には相当の期間が見込まれるところである。

しかしながら、給与構造改革に伴う諸制度の導入が終了したことや国と同様に世代間の給与配分の適正化を早期に図る必要があることから、経過措置の廃止に向けた措置は平成25年度から行っていく必要がある。一方で、本県の支給実態や、既に経過措置の廃止を決めている他県において激変を緩和する一定の措置が講じられていること等を勘案すると、本人事委員会としては、去年の人事院勧告の考え方を基本としつつ、職員への支給実態等を踏まえ段階的に廃止する措置を講じることが適当と考える。

具体的には、平成25年度については、経過措置額として支給されている給料の半額を減額して支給する。ただし、減額する額は10,000円を上限とする。また、平成26年度については、当該給料の額のうち20,000円を超える部分についてのみ支給し、平成27年4月1日に経過措置を廃止することとする。

(イ) 50歳台後半層の職員の給与

A 50歳台後半層の給与減額措置

国において、50歳台後半層の給与水準の是正を図るために、当面の措置として、平成22年の公務員給与と民間給与との較差を解消するための措置を通じて、50歳台後半層の特定の職員の俸給及び俸給の特別調整額について一定率を乗じた額を減じて支給する措置を実施している。

本県では、これまで職員給与と民間給与との較差の状況等から、当該給与減額措置については実施しないことが適当であるとしたところである。本年においても、職員給与と民間給与とはほぼ均衡していること等から、当該給与減額措置については、実施しないことが適当と考えるが、引き続き、国や他の都道府県の動向等を注視しつつ、調査、研究していく。

B 昇給・昇格制度の改正

本年、人事院は、給与構造改革の経過措置廃止後も50歳台後半層における官民の給与差は相当程度残ることが想定されるとして、世代間の給与配分を適正化する観点から、50歳台後半層における給与水準の上昇をより抑える方向で、早急に昇給・昇格制度の改正を行う必要があるとしており、具体的には、平成25年1月1日から、昇給制度については、55歳を超える職員は標準の勤務成績では昇給しないことを勧告し、昇格制度については、最高号俸を含む高位の号俸から昇格した場合の俸給月額を増加額を縮減するよう、人事院規則に定める昇格時号俸対応表を見直すことを報告した。

本人事委員会としては、基本的に給与制度については国の制度に準拠することが適当と考える。一方で、本県においては、昨年度、管理職手当を受給する職員以外の職員の昇給制度を改正し、平成25年4月の昇給から適用することとしていることや、教育職給料表といった都道府県独自の給料表について、国における昇格制度の改正を踏まえて対応を検討する必要があること、また、

本年の勧告において、給与構造改革における経過措置の段階的な廃止等を平成 25 年 4 月から実施することとしていることも考慮する必要がある。

こうした本県の実情を勘案し、本年の改正は見送ることとするが、昇給・昇格制度は給料表の重要な構成要素であることから、国に準じて早期に改正する方向で検討を進めていくこととする。

(ウ) 自宅に係る住居手当

自宅に係る住居手当について、本県においては、昨年まで民間給与と職員給与の較差への影響や職員の居住実態等を考慮して改定を見送る一方で、引き続き、他の都道府県の動向等を注視し、調査、研究していくこととしてきたところである。本年においては、国において当該手当は既に廃止され、他の都道府県においても半数以上の団体が廃止していること、また、制度を存続している団体においても見直しを検討している団体が見受けられることを踏まえ、国や他の都道府県との均衡の観点から、本県においても平成 25 年 4 月から廃止することが適当と考える。

(エ) 給与構造改革における経過措置の廃止等に伴う給与改定

上記 (ア) 及び (ウ) とおり、平成 25 年 4 月から、給与構造改革における経過措置の段階的な廃止及び自宅に係る住居手当の廃止に伴い、職員の給与水準が下がることになる。

この職員の給与水準の低下は、職員給与と民間給与との較差に基づく給与改定によるものではなく、手当の廃止等の制度改正によるものであることから、民間給与との均衡や世代間の給与配分の適正化の観点から、手当の廃止等にあわせて給与水準を調整することが適当である。

この水準調整に当たっては、給与制度は国に準拠しつつ、その水準は地域の民間給与に基づき給料表の備考欄等により行うという本県の基本的な考え方に基づいた場合、その水準を含め国の制度に準拠している医療職給料表(一)を除き、平成 25 年 4 月 1 日に適用する給料表の備考欄等の給料月額に乗ずる割合の改定により行うことが適当と考える。

(オ) 産業構造、組織形態の変化等への対応

人事院は、本年の職員の給与に関する報告において、近年の民間における産業構造や組織形態の変化等の動きに対応するため、来年度に向け、職種別民間給与実態調査の調査対象産業や調査対象職種の拡大、公務員と民間企業従業員との給与比較を行う際の職種の対応関係のあり方等について検討を進めていくこととされている。当該調査の信頼性や給与比較における納得性等を確保する上で、本県も基本的には国に準じていくことが適当であり、引き続き、国における検討の動向等を注視する必要がある。

ウ 給与勧告実施の要請

人事委員会の勧告は、労働基本権が制約されている公務員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を確保する機能を有するものである。この制度が適正に機能することは、将来にわたり効率的な公務運営を維持し、そのために必要とされる有為な人材を確保・育成していくための基盤となるものであり、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)に定める職員の給与決定原則に従った人事委員会の勧告に基づく給与制度の運用が望まれる。

本年、本人事委員会は、民間給与との較差等を踏まえた月例給及び特別給の改定は行わない一方、平成 25 年 4 月から給与構造改革における経過措置額の段階的な廃止や自宅に係る住居手当の廃止等

を求めるものであるが、職員におかれては、改めて全体の奉仕者であることを自覚し、県民の信頼と負託にこたえるよう、職務に精励されることを要望する。

県議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に理解を示され、この勧告を実施されるよう要請する。

(2) 勧告（要旨）

本人事委員会は、職員の給与について、次のとおり改定するための措置をとることを勧告する。

ア 改定の内容

(ア) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 17 年広島県条例第 64 号。以下「平成 17 年改正条例」という。）附則第 9 条又は市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（平成 17 年広島県条例第 65 号。以下「平成 17 年市町立学校職員改正条例」という。）附則第 7 条の規定による給料

平成 17 年改正条例附則第 9 条又は平成 17 年市町立学校職員改正条例附則第 7 条の規定による給料については、平成 27 年 4 月 1 日以後、支給しないこととし、平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間における平成 17 年改正条例附則第 9 条又は平成 17 年市町立学校職員改正条例附則第 7 条の規定による給料の額については、次のとおりとすること。ただし、B の場合において、平成 17 年改正条例附則第 9 条又は平成 17 年市町立学校職員改正条例附則第 7 条の規定による給料の額が 20,000 円以下となるときは、平成 17 年改正条例附則第 9 条又は平成 17 年市町立学校職員改正条例附則第 7 条の規定による給料は支給しないこととすること

A 平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間においては、平成 17 年改正条例附則第 9 条又は平成 17 年市町立学校職員改正条例附則第 7 条の規定による給料の額からその半額（その額が 10,000 円を超える場合にあっては、10,000 円）を減じた額（その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）とすること

B 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間においては、平成 17 年改正条例附則第 9 条又は平成 17 年市町立学校職員改正条例附則第 7 条の規定による給料の額から 20,000 円を減じた額とすること

(イ) 住居手当

自らの所有に係る住宅に居住する職員に対する住居手当は、廃止すること

(ウ) 給料表

A 現行の給料表（医療職給料表(-)、第 1 号任期付研究員の給料表、第 2 号任期付研究員の給料表及び特定任期付職員の給料表を除く。）の備考に規定する給料月額に乗ずる割合を 100 分の 99.14 とすること

B 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 14 年広島県条例第 1 号）第 5 条第 1 項及び第 2 項並びに一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年広島県条例第 1 号）第 6 条第 1 項に規定する給料月額に乗ずる割合を 100 分の 99.14 とすること

イ 改定の実施時期等

この改定は、平成 25 年 4 月 1 日から実施すること

(3) 人事行政における当面の諸課題に関する報告（要旨）

人事行政における当面の課題について本人事委員会の考え方を述べる。

ア 人材の育成

人口減少、少子高齢化、経済分野を始めとするグローバル化の進展、先の「東日本大震災」などにより顕在化した構造的な課題など、社会経済情勢や公務員を取り巻く環境が大きく変化する中、複雑・高度化した行政課題に的確に対応し、質の高い行政運営を進めていくためには、多様で有為な人材を確保するとともに、職員の力を引き出す人材育成を進め、組織の総合力の一層の向上を図っていくことが不可欠である。

(ア) 人材の確保と育成

採用試験制度については、人物重視や透明性の確保の観点から改善に努めるとともに、多様な経験や専門性を有する者を採用し、職員の年齢構成を是正するため社会人経験者等採用試験を実施するなど、見直しに取り組んできた。

一方、国においては、大幅な採用抑制の中、従前のキャリアシステムを見直した新たな採用試験を平成 24 年度から実施し、能力・実績に基づく人事管理への転換の契機とすることとしており、また、他の都道府県においては、特別枠や早期枠の設置など人材確保に向けた取組が進められている。

採用試験のあり方については、こうした動向も踏まえながら、不断の研究・見直しを行うとともに、任命権者と連携を図りながら求める人材や公務の魅力について、様々なメディアを活用し積極的に情報発信することにより、多様な分野から多くの受験者を確保し、それぞれの任命権者の行政課題に果敢に取り組むことを希望する人材の獲得に努めていくことが必要である。

さらに、組織の総合力を高めていくためには、職員の能力と意欲を引き出し、限られた人材を最大限に活用することが重要であり、目標管理・評価制度を活用した OJT（日々の仕事を通じての人材育成）、体系的な Off-JT（研修）、長期派遣制度の活用など広島県職員・人材育成戦略や各任命権者の人材育成計画に基づく人材育成の着実な実施に取り組むことが必要である。

(イ) 人事評価制度の充実

人事評価は、職員の能力や実績を公正かつ客観的に把握し、その結果に基づいた適正な人事管理を行うことにより、人材の育成を図ることができる重要なツールである。

国においては、人事評価の結果を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎と位置付ける新たな人事評価制度が平成 21 年 4 月から導入され、能力・実績主義の人事管理が推進されている。

本県においても、知事部局や教育委員会において管理職から一般職員まで一貫した目標管理評価システムが実施され、育成面談・苦情処理制度の拡充など公正かつ客観的な人事評価を導入するための様々な取組が進められているところである。

また、本年度から全ての任命権者において一般職員を対象とした査定昇給や勤勉手当の成績率の運用が導入された。

各任命権者においては、これらの制度や評価に対する個々の職員の信頼を高める措置を講じるとともに、運用状況の検証を行いながら、人事評価結果の任用や給与等への適確な反映など、職員的能力・実績に基づく人事評価制度の充実を図っていく必要がある。

イ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する課題

（ア）時間外勤務の縮減等

「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらすワーク・ライフ・バランスは、少子高齢化社会の中で重要な取組の一つであり、なかでも、時間外勤務の縮減については、これまで職員の健康保持の観点からも優先的に取り組んできた重要な課題である。

昨年度の時間外勤務の状況は、経営戦略会議等を中心とした業務改善の取組等が強化された結果、一定の縮減が図られている。

引き続き、各任命権者は、管理監督者に対して、所掌する事務・事業内容の的確な把握、職員の心身両面の健康への配慮、勤務時間の適正な管理を徹底しながら、職場の実態に即した業務改善等を積極的に進め、時間外勤務の縮減を図っていく必要がある。

また、「仕事以外の生活の充実」の視点から年次有給休暇の取得促進に向けた取組も重要であり、各任命権者においては、計画的な取得や取得しやすい環境整備等に積極的に取り組む必要がある。

（イ）両立支援の取組の推進

ワーク・ライフ・バランスを図る観点から、育児や介護に責任を有する職員が仕事と生活を両立しながら勤務できる環境を整備することは重要である。

育児に関しては、各任命権者が特定事業主行動計画を策定し、計画的に両立支援の取組が行われているところであり、特に男性職員の育児参加については、引き続き休暇・休業制度の浸透を図るとともに、職場内で利用しやすい環境づくりなどに取り組む必要がある。

（ウ）長距離・長時間通勤の解消

職員の長距離・長時間通勤については、任命権者において解消に向けた種々の努力が行われ、昨年度に比べ減少しているが、十分な解消が見られないのが現状である。

職員の健康管理や効率的な公務運営の観点から、職員の長距離・長時間通勤を解消する必要があることについては、これまでも指摘してきたところである。

効率的な公務運営と人事異動における適材適所の配置とのバランスのとれた人事管理施策が求められている中で、長距離・長時間通勤の実態を分析し、その解消を十分意識した人事異動その他の計画的な人事管理など総合的な方策により、長距離・長時間通勤を極力解消していく必要がある。

ウ 公務運営に関する課題

（ア）高齢期の職員の雇用問題

国家公務員の雇用と年金の接続については、本年3月に内閣の国家公務員制度改革推進本部・行政改革実行本部合同会合において、民間企業の状況を踏まえ、希望者をフルタイムで再任用することを柱とする基本方針が決定された。

地方公務員についても、現在、国において、再任用により雇用と年金を接続する方向で、都道府県や市町村の実態を踏まえつつ検討が進められているところである。

高齢期の職員の能力と経験を活用し、平成 25 年度の定年退職者から新たな再任用制度を導入していくためには、法改正等の国の動きを注視しつつ、次のような課題について早急に検討し、方向性を明らかにする必要がある。

- A 職員の意欲と能力に応じてどのような職務・ポストにどのような勤務形態で再任用するかなど長期的な視点に立った人事管理
- B 年金支給開始年齢が引き上げとなる 3 年に一度、60 歳を超える職員が公務部内に追加的に留まることと若手職員の安定的・計画的な採用の両立
- C 加齢に伴い就労が困難となる職務の取扱い、公務外での再就職や早期退職の支援等

(イ) 職員の健康管理

職員の健康管理は、個々の職員にとってはもちろんのこと、効率的な公務運営を確保するために、組織全体にとっても重要な問題である。

特に、職員のメンタルヘルス対策については、近年、精神疾患による病休者・休職者数が高い数値で推移しており、喫緊の課題となっている。

メンタルヘルスの対策としては、予防や早期発見・早期対応の観点に立った取組が重要であり、各任命権者において、職員が気軽に悩み事等の相談ができる体制の充実等に取り組む必要がある。

また、職場内の予防の観点では、引き続き職員に研修等を通じてメンタルヘルスについての正しい知識や対策方法を伝えるなど啓発を進めるとともに、職場における心身の健康に影響を及ぼすようなストレスを低減するため、上司と部下、同僚職員間の良好なコミュニケーションを図り、職員の相互理解を深めていけるよう、職場全体で心身の健康に対する意識を高める必要がある。

さらに、こうした精神疾患の一因となる、職場の「いじめ・嫌がらせ」、「パワーハラスメント」について、近年社会問題として顕在化してきていることを踏まえ、昨年度厚生労働省の「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」が取りまとめた「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」において、パワーハラスメントの行為類型などが示されたところである。こうした情報の周知や活用を図るなど、これまで行ってきた各任命権者の取組を一層進めていく必要がある。

なお、病休者等の円滑な職場復帰、再発防止の観点では、現行の復職支援制度の実績を検証しながら、より効果的な実施が必要である。

(ウ) 不祥事防止に向けた取組の徹底

行政運営に関して課題が山積する厳しい状況の中で、多くの職員は、全体の奉仕者としての自らの責務を果たすべく、真摯に日々の職務に精励しているところである。

しかし、飲酒運転の根絶が叫ばれる中での警察官・教員の飲酒事故や教員のわいせつ行為による懲戒免職事案などの不祥事が相次いでおり、このような状況は、公務員、ひいては公務全体に対する信頼を著しく失墜させるものであり、極めて遺憾である。

任命権者においては、不祥事防止についての研修資料の配布や緊急メッセージの発信など、職員の規範意識の確立に向けた対策を行っているところであるが、引き続き、原因分析や再発防止策な

どの検証を行い、不祥事の防止に向けた取組の徹底を図る必要がある。

また、職員においては、一人一人が自らの職務と立場を理解し、強い責任感のもとで職務を全うする意識を高め、県民の信頼にこたえていくことが必要である。

(エ) 公務員制度改革

人事院は、本年の「国家公務員制度改革等に関する報告」において、自律的労使関係制度の措置に関する内容を含む国家公務員制度改革関連4法案について、今後、国会等の場で十分な議論が尽くされる必要があるとして、改めて論点を提示した。

また、国家公務員に係る措置を踏まえ、地方公務員についても新たな労使関係制度を設けることを柱とする「地方公務員制度改革について(素案)」が、総務省から示されているところであり、自律的労使関係制度の措置等に関する国の動向について、引き続き注視していく必要がある。

4 職員の給与制度改定の動き

- (1) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年広島県条例第64号。以下「平成17年改正条例」という。）附則第9条又は市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（平成17年広島県条例第65号。以下「平成17年市町立学校職員改正条例」という。）附則第7条の規定による給料

平成28年4月から廃止となるように改正された（平成25年4月1日適用）。

(2) 住居手当

本人事業委員会が平成24年10月3日に行った「職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する報告」のとおり改正された（平成25年4月1日適用）。

(3) 給料表

改正が見送られた。

審 查 關 係 事 務

第4 審査関係業務

1 公平審査

職員は、人事委員会に対して、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合には不服申立て（地方公務員法第49条の2）を、また、給与、勤務時間その他の勤務条件に関しては措置の要求（同法第46条）をすることができる。

不服申立て及び措置要求の各事案の処理状況は、次のとおりである。

(1) 不利益処分に関する不服申立て

平成12年（不）第1号～第1304号事案（戒告処分取消請求）	
1 当事者	審査請求人 県立学校教職員1,304名 処分者 広島県教育委員会
2 処分の内容	
(1) 処分年月日	平成11年12月28日，平成12年2月10日
(2) 処分内容	戒告
(3) 処分手由	「勤務時間中の職員団体のための職員の活動状況調べ」を適正に記入し，提出するように校長から職務命令が出されていたにもかかわらずこれに従わなかったことは，法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を定めた地公法第32条及び信用失墜行為を禁止した地公法第33条に違反する。
3 不服申立理由の要旨	
	いわゆる「組合年休」は，1972年に県教委との間で交わされた覚書等をもとに労使慣行として行われてきた。「回復措置」の一部として組合年休が行使されていたものであり，このことは県教委として「周知の事実」であった。
	「県立学校長に対する事務委任規程」にあるように教職員の服務監督権限は学校長にあり，県教委が校長の服務監督権限を越えて「自己申告」を求めるのは不当である。
	「組合年休」を一方向的に違法行為とし，処分を前提として「自己申告」を求めるのは，自白の強要であり，憲法第38条違反である。また時間の特定が不可能であったため「記憶にない」と書いて提出せざるを得なかった者もいるが，職務命令に応じて提出したにもかかわらず，地公法第32条違反を根拠とする処分は不当である。
4 審査の経過	
平成12年2月4日	不服申立て（1,303名）
平成12年2月21日	不服申立て（1名）
平成12年2月23日	受理（1,261名）
〃	却下（43名：申立ての資格を欠く）
平成12年7月13日～平成17年6月14日	取下げ（計29名）
平成17年6月29日	第1回準備手続
平成17年8月2日	第2回準備手続
平成17年8月22日	取下げ（1名）
平成17年8月26日	取下げ（1名）
平成17年9月1日	第1回口頭審理
平成17年11月22日	第2回口頭審理
平成17年12月21日	第3回口頭審理
平成18年1月6日	取下げ（1名）
平成18年2月9日	第4回口頭審理
平成18年3月28日	第5回口頭審理
平成18年4月25日	第6回口頭審理
平成18年5月30日	第7回口頭審理
平成18年6月6日	取下げ（1名）
平成18年7月6日	第8回口頭審理
平成18年8月7日	第9回口頭審理

平成18年8月9日	取下げ(1名)	
平成18年9月12日	第10回口頭審理	
平成18年10月30日	第11回口頭審理	
平成18年11月28日	第12回口頭審理	
平成19年1月24日	第13回口頭審理	
平成19年3月28日	第14回口頭審理	
平成19年5月22日	第15回口頭審理	
平成19年7月5日	第16回口頭審理	
平成19年9月26日	取下げ(1名)	
平成19年10月29日	第17回口頭審理	
平成20年2月13日	第18回口頭審理	
平成20年3月24日	第19回口頭審理	
平成20年4月13日	取下げ(1名)	
平成20年4月23日	第20回口頭審理	
平成20年5月28日	第21回口頭審理	
平成20年8月20日	第22回口頭審理	
平成20年10月15日	第23回口頭審理	
"	取下げ(11名)	
平成21年5月18日	取下げ(1名)	
平成21年6月26日	取下げ(1名)	
平成22年12月28日	取下げ(1名)	
平成24年6月12日	取下げ(940名)	
平成24年6月14日	取下げ(80名)	
平成24年6月22日	取下げ(3名)	
平成24年8月31日～		
平成24年11月5日	取下げ(178名)	
平成24年11月27日	打切り却下(7名)	
平成25年3月4日	取下げ(1名)	現在係属 2名

5 審査の方法 公開口頭審理

平成13年(不)第25号～第65号事案
 平成14年(不)第5号,第6号,第67号～第70号事案 (戒告処分取消請求)

- 1 当事者 審査請求人 市町立学校教職員43名
 (平成13年度入学式分41名・平成13年度卒業式分2名・平成14年度入学式分4名)
 処分者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成13年5月11日・平成14年3月28日・平成14年5月10日
 - (2) 処分内容 戒告
 - (3) 処分事由 入学式又は卒業式において,事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず,起立しなかった(職務命令違反,信用失墜行為)。これまでも同様の行為を行っているもの。
- 3 不服申立理由の要旨
 - (1) 職務命令は,国旗国歌法や学習指導要領を逸脱し,憲法の保障する思想及び良心の自由,表現の自由,教育の自由を侵害しているものである。
 - (2) 職務命令を受けていない。
 - (3) 地公法第33条違反(信用失墜行為)については処分事由として成立しない。
- 4 審査の経過

平成13年7月2日	13年度入学式分不服申立て
平成13年7月17日	13年度入学式分受理
平成14年5月23日,24日	13年度卒業式分不服申立て
平成14年6月10日	13年度卒業式分受理
平成14年6月21日	14年度入学式分不服申立て
平成14年7月3日	14年度入学式分受理

平成16年12月14日	47件を併合	
平成24年11月9日	取下げ（2件）	
平成24年度末現在	準備書面等提出済、準備手続前	現在係属 42名45件
5 審査の方法	公開口頭審理	

平成14年（不）第7号～第19号事案（戒告処分取消請求）		
1 当事者	審査請求人	県立学校教員13名（平成13年度卒業式分）
	処分者	広島県教育委員会
2 処分の内容		
(1) 処分年月日		平成14年3月28日
(2) 処分内容		戒告
(3) 処分事由		次の行為（審査請求人ごとに異なる。）は、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を定めた地方公務員法第32条及び信用失墜行為を禁止した同法第33条に違反する。 ア 平成12年度卒業式の国歌斉唱時に着席したことにより平成13年3月30日付けで文書訓告を受け、また、平成13年度入学式の国歌斉唱時に着席したことにより平成13年5月11日付けで戒告を受け、さらに、平成13年度卒業式において事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に着席した。 イ 平成12年度卒業式の国歌斉唱時に着席したことにより平成13年3月30日付けで文書訓告等を受け、また、平成13年度卒業式において事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に着席した。 ウ 平成13年度入学式の国歌斉唱時に着席（退場）したことにより平成13年5月11日付けで文書訓告を受け、また、平成13年度卒業式において事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に着席した。
3 不服申立理由の要旨		
(1)		職務命令を受けていない。
(2)		職務命令の内容が憲法に違反する。
(3)		地公法第33条違反となる理由が理解できない。
4 審査の経過		
	平成14年5月27日	不服申立て
	平成14年6月10日	受理
	平成23年10月31日～	
	平成24年6月7日	取下げ（13名）
	平成24年度末現在	全て取下げ
5 審査の方法		公開口頭審理

平成14年（不）第72号～第78号事案（戒告処分取消請求）
平成15年（不）第15号～第22号事案（戒告処分取消請求）
平成15年（不）第46号～第48号事案（戒告処分取消請求）
平成16年（不）第14号～第19号事案（戒告処分取消請求）
平成16年（不）第38号～第40号事案（戒告処分取消請求）
平成17年（不）第7号～第9号事案（戒告処分取消請求）
平成17年（不）第18号～第20号事案（戒告処分取消請求）
平成18年（不）第4号～第9号事案（戒告処分取消請求）
平成18年（不）第26号～第27号事案（戒告処分取消請求）
平成19年（不）第12号～第14号事案（戒告処分取消請求）
平成19年（不）第15号～第19号事案（戒告処分取消請求）
平成20年（不）第6号～第10号事案（戒告処分取消請求）
平成20年（不）第11号～第14号事案（戒告処分取消請求）
平成21年（不）第3号～第6号事案（戒告処分取消請求）
平成21年（不）第9号～第10号事案（戒告処分取消請求）
平成22年（不）第1号事案（戒告処分取消請求）
平成22年（不）第4号～第5号事案（戒告処分取消請求）
平成22年（不）第16号～第18号事案（戒告処分取消請求）

平成23年（不）第3号～第5号事案（戒告処分取消請求）

平成24年（不）第1号事案（戒告処分取消請求）

1 当事者 審査請求人 県立学校教員21名

（平成14年度入学式分7名・平成14年度卒業式分8名・平成15年度入学式分3名）
（平成15年度卒業式分6名・平成16年度入学式分3名・平成16年度卒業式分3名）
（平成17年度入学式分3名・平成17年度卒業式分6名・平成18年度入学式分2名）
（平成18年度卒業式分3名・平成19年度入学式分5名・平成19年度卒業式分5名）
（平成20年度入学式分4名・平成20年度卒業式分4名・平成21年度入学式分2名）
（平成21年度卒業式分3名・平成22年度入学式分3名・平成22年度卒業式分3名）
（平成23年度卒業式分1名）

処分者 広島県教育委員会

2 処分の内容

(1) 処分年月日 平成14年5月10日・平成15年3月28日・平成15年5月9日・平成16年3月30日
平成16年5月14日・平成17年3月30日・平成17年5月13日・平成18年3月30日
平成18年5月12日・平成19年3月29日・平成19年5月11日・平成20年3月28日
平成20年5月9日・平成21年3月30日・平成21年5月8日・平成22年3月29日
平成22年4月20日・平成23年3月30日・平成24年3月29日

(2) 処分内容 戒告

(3) 処分事由 入学式又は卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。

なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。

3 不服申立理由の要旨

(1) 職務命令を受けていない。

(2) 国歌斉唱時に起立を強制することは、憲法の定めた思想及び良心の自由を侵害し、不起立者に戒告処分を科すことは不当である。

4 審査の経過

平成14年7月3日	不服申立て（平成14年（不）第72号～第78号事案）
平成14年7月9日	受理
平成15年5月27日	不服申立て（平成15年（不）第15号～第22号事案）
平成15年6月10日	受理
平成15年6月30日	不服申立て（平成15年（不）第46号～第48号事案）
平成15年7月16日	受理
平成16年5月25日	不服申立て（平成16年（不）第14号～第19号事案）
平成16年6月14日	5件受理・1件却下
平成16年7月12日	不服申立て（平成16年（不）第38号～第40号事案）
平成16年8月4日	受理
平成17年5月20日	不服申立て（平成17年（不）第7号～第9号事案）
平成17年5月30日	受理
平成17年7月8日	不服申立て（平成17年（不）第18号～第20号事案）
平成17年7月21日	受理
平成18年5月19日	不服申立て（平成18年（不）第4号～第9号事案）
平成18年5月22日	受理
平成18年7月7日	不服申立て（平成18年（不）第26号～第27号事案）
平成18年7月31日	受理
平成19年5月25日	不服申立て（平成19年（不）第12号～第14号事案）
平成19年6月15日	受理
平成19年7月5日	不服申立て（平成19年（不）第15号～第19号事案）
平成19年7月31日	受理
平成20年5月23日	不服申立て（平成20年（不）第6号～第10号事案）
平成20年5月28日	受理
平成20年7月4日	不服申立て（平成20年（不）第11号～第14号事案）
平成20年7月20日	受理
平成21年5月21日	不服申立て（平成21年（不）第3号～第6号事案）

平成21年6月3日	受理		
平成21年6月22日	不服申立て（平成21年（不）第9号～第10号事案）		
平成21年6月30日	受理		
平成22年3月31日	不服申立て（平成22年（不）第1号事案）		
平成22年4月7日	受理		
平成22年5月20日	不服申立て（平成22年（不）第4号～第5号事案）		
平成22年5月26日	受理		
平成22年6月10日	不服申立て（平成22年（不）第16号～第18号事案）		
平成22年6月11日	受理		
平成23年5月20日	不服申立て（平成23年（不）第3号～第5号事案）		
平成23年5月27日	受理		
平成24年5月23日	不服申立て（平成24年（不）第1号事案）		
平成24年5月29日	受理		
平成23年10月31日～			
平成24年6月7日	取下げ（16名）		
平成24年12月25日	全事案を併合		
平成24年度末現在	準備書面未提出	現在係属	4名30件
5 審査の方法	公開口頭審理		

平成15年（不）第49号事案（戒告処分取消請求）			
1 当事者	審査請求人	市町立学校教員（平成15年度入学式分）	
	処分者	広島県教育委員会	
2 処分の内容			
(1) 処分年月日	平成15年5月9日		
(2) 処分内容	戒告		
(3) 処分事由	平成15年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。 なお、これまでも、職務命令に違反し国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。		
3 不服申立理由の要旨	起立を求める職務命令等は、憲法等に違反する。		
4 審査の経過			
	平成15年7月3日	不服申立て	
	平成15年7月16日	受理	
	平成24年度末現在	準備書面未提出	
5 審査の方法	公開口頭審理		

平成15年（不）第50号事案（戒告処分取消請求）			
1 当事者	審査請求人	市町立学校教員（平成15年度入学式分）	
	処分者	広島県教育委員会	
2 処分の内容			
(1) 処分年月日	平成15年5月9日		
(2) 処分内容	戒告		
(3) 処分事由	平成15年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。 なお、これまでも、職務命令に反し国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。		
3 不服申立理由の要旨	起立を求める職務命令等は、憲法等に違反する。		
4 審査の経過			
	平成15年7月3日	不服申立て	
	平成15年7月16日	受理	
	平成24年度末現在	準備書面未提出	
5 審査の方法	公開口頭審理		

平成17年（不）第2号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 市町立学校教員（平成16年度卒業式分）
処分者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成17年3月30日
 - (2) 処分内容 戒告
 - (3) 処分事由 平成16年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
なお、これまでも職務命令に違反し国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨
起立を求める職務命令等は、憲法等に違反する。
- 4 審査の経過
平成17年4月15日 不服申立て
平成17年5月30日 受理
平成24年度末現在 準備書面未提出
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成17年（不）第3号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 市町立学校教員（平成16年度卒業式分）
処分者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成17年3月30日
 - (2) 処分内容 戒告
 - (3) 処分事由 平成16年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
なお、これまでも職務命令に違反し国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨
起立を求める職務命令等は、憲法等に違反する。
- 4 審査の経過
平成17年4月15日 不服申立て
平成17年5月30日 受理
平成24年11月9日 取下げ
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成17年（不）第4号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 市町立学校教員（平成16年度卒業式分）
処分者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成17年3月30日
 - (2) 処分内容 戒告
 - (3) 処分事由 平成16年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
なお、これまでも職務命令に違反し国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨
起立を求める職務命令等は、憲法等に違反する。
- 4 審査の経過
平成17年4月15日 不服申立て
平成17年5月30日 受理
平成24年度末現在 準備書面未提出
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成17年（不）第14号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 市町立学校教員（平成17年度入学式分）
処分者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成17年5月13日
 - (2) 処分内容 戒告
 - (3) 処分事由 平成17年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨
起立斉唱を強制する職務命令は、憲法及び教育基本法に違反する不当なものである。
- 4 審査の経過
平成17年6月4日 不服申立て
平成17年6月14日 受理
平成24年度末現在 準備書面未提出
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成17年（不）第15号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 市町立学校教員（平成17年度入学式分）
処分者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成17年5月13日
 - (2) 処分内容 戒告
 - (3) 処分事由 平成17年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨
 - (1) 国歌斉唱時に起立させる職務命令そのものが、憲法、教育基本法に違反する。
 - (2) 戦争業務命令に抗した行為に罰せられる点はない。
- 4 審査の経過
平成17年5月16日 不服申立て
平成17年6月20日 受理
平成24年度末現在 準備書面未提出
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成17年（不）第16号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 市町立学校教員（平成17年度入学式分）
処分者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成17年5月13日
 - (2) 処分内容 戒告
 - (3) 処分事由 平成17年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨
「職務命令違反」「信用失墜行為」を理由としたこの処分は、日本国憲法及び教育基本法に違反した不当な処分である。
- 4 審査の経過
平成17年7月7日 不服申立て
平成17年7月21日 受理
平成24年度末現在 準備書面未提出
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成17年（不）第17号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 市町立学校教員（平成17年度入学式分）
処分者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成17年5月13日
 - (2) 処分内容 戒告
 - (3) 処分事由 平成17年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨
国歌斉唱時の着席に対して職務命令が発令されたり処分が行われたりすることは、憲法や教育基本法に反するものである。
- 4 審査の経過
平成17年7月9日 不服申立て
平成17年7月21日 受理
平成24年度末現在 準備書面未提出
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成18年（不）第1号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 市町立学校教員（平成17年度卒業式分）
処分者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成18年3月30日
 - (2) 処分内容 戒告
 - (3) 処分事由 平成17年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨
この戒告処分は、日本国憲法及び教育基本法に違反した県教育委員会の指示・命令に基づく校長の職務命令に従わなかったということを理由にしたものであって、不当な処分である。
- 4 審査の経過
平成18年4月13日 不服申立て
平成18年5月12日 受理
平成24年度末現在 準備書面未提出
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成18年（不）第2号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 市町立学校教員（平成17年度卒業式分）
処分者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成18年3月30日
 - (2) 処分内容 戒告
 - (3) 処分事由 平成17年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨
国歌斉唱時に起立させる職務命令そのものが違法・違憲であり、戒告処分は日本国憲法・教育基本法に反する不当なものである。
- 4 審査の経過
平成18年4月17日 不服申立て

平成18年5月12日	受理
平成24年度末現在	準備書面未提出
5 審査の方法	公開口頭審理

平成18年（不）第3号事案（戒告処分取消請求）	
1 当事者 審査請求人	市町立学校教員（平成17年度卒業式分）
処分者	広島県教育委員会
2 処分の内容	
(1) 処分年月日	平成18年3月30日
(2) 処分内容	戒告
(3) 処分事由	平成17年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。 なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
3 不服申立理由の要旨	
国歌斉唱時に規律させる職務命令そのものが違法・違憲であり、戒告処分は日本国憲法・教育基本法に反する不当なものである。	
4 審査の経過	
平成18年4月17日	不服申立て
平成18年5月12日	受理
平成24年度末現在	準備書面未提出
5 審査の方法	公開口頭審理

平成18年（不）第22号事案（戒告処分取消請求）	
1 当事者 審査請求人	市町立学校教員（平成18年度入学式分）
処分者	広島県教育委員会
2 処分の内容	
(1) 処分年月日	平成18年5月12日
(2) 処分内容	戒告
(3) 処分事由	平成18年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。 なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
3 不服申立理由の要旨	
国歌斉唱時に規律させる職務命令そのものが違法・違憲であり、戒告処分は日本国憲法・教育基本法に反する不当なものである。	
4 審査の経過	
平成18年5月12日	不服申立て
平成18年5月22日	受理
平成24年度末現在	準備書面未提出
5 審査の方法	公開口頭審理

平成18年（不）第23号事案（戒告処分取消請求）	
1 当事者 審査請求人	市町立学校教員（平成17年度卒業式分）
処分者	広島県教育委員会
2 処分の内容	
(1) 処分年月日	平成18年3月30日
(2) 処分内容	戒告
(3) 処分事由	平成17年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。 なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
3 不服申立理由の要旨	
「君が代」斉唱時に規律・斉唱をするよう発せられた職務命令自体が憲法及び教育基本法に違反するものであり、それにより発生する処分は不当なものである。	

4	審査の経過	
	平成18年5月20日	不服申立て
	平成18年6月19日	受理
	平成24年度末現在	準備書面未提出
5	審査の方法	公開口頭審理

平成18年（不）第24号事案（戒告処分取消請求）		
1	当事者 審査請求人	市町立学校教員（平成18年度入学式分）
	処分者	広島県教育委員会
2	処分の内容	
	(1) 処分年月日	平成18年5月12日
	(2) 処分内容	戒告
	(3) 処分事由	平成18年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。 なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
3	不服申立理由の要旨	
	「君が代」斉唱時に規律・斉唱をするよう発せられた職務命令自体が憲法及び教育基本法に違反するものであり、それにより発生する処分は不当なものである。	
4	審査の経過	
	平成18年5月20日	不服申立て
	平成18年6月19日	受理
	平成24年度末現在	準備書面未提出
5	審査の方法	公開口頭審理

平成18年（不）第25号事案（戒告処分取消請求）		
1	当事者 審査請求人	市町立学校教員（平成18年度入学式分）
	処分者	広島県教育委員会
2	処分の内容	
	(1) 処分年月日	平成18年5月12日
	(2) 処分内容	戒告
	(3) 処分事由	平成18年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。 なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
3	不服申立理由の要旨	
	国歌斉唱時に起立させる職務命令そのものが違法・違憲であり、戒告処分は日本国憲法・教育基本法に反する不当なものである。	
4	審査の経過	
	平成18年5月12日	不服申立て
	平成18年6月19日	受理
	平成24年度末現在	準備書面未提出
5	審査の方法	公開口頭審理

平成21年（不）第11号事案（戒告処分取消請求）		
1	当事者 審査請求人	小中学校教員
	処分者	広島県教育委員会
2	処分の内容	
	(1) 処分年月日	平成21年10月15日
	(2) 処分内容	戒告
	(3) 処分事由	平成21年8月6日に行なわれる研修に参加するよう校長から職務命令を受けていたにもかかわらず、同研修に参加せず、更に所属校においても勤務しなかった。（職務命令違反、信用失墜行為）

3	不服申立理由の要旨	年休の申請に対して理由なく時季変更権を行使したこと、研修参加を職務命令をもって強制したこと、8月6日という原爆の日に研修日を設定したこと等、あらゆる意味で違法な処分である。
4	審査の経過	平成21年10月15日 不服申立て 平成21年10月20日 受理 平成22年7月2日 準備手続 平成22年9月13日 第1回口頭審理 平成22年10月26日 第2回口頭審理 平成22年11月19日 第3回口頭審理 平成24年8月20日 第4回口頭審理 平成24年10月29日 第5回口頭審理 平成24年12月25日 第6回口頭審理
5	審査の方法	公開口頭審理

平成22年（不）第2号、第3号事案（転任処分取消請求）		
1	当事者 審査請求人	市町立学校教員2名
	処分者	広島県教育委員会
2	処分の内容	(1) 処分年月日 平成22年4月1日 (2) 処分内容 転任
3	不服申立理由の要旨	(1) 組合活動へ介入して組合員へ不利益を生じさせる不当労働行為である。 (2) 希望と異なる異動が行われた。 (3) 通勤時間が増大した。
4	審査の経過	平成22年5月11日 不服申立て 平成22年9月1日 1件受理, 1件却下 平成24年度末現在 準備書面未提出 現在係属 1名
5	審査の方法	公開口頭審理

平成22年（不）第6号～第15号事案（転任処分取消請求）		
平成23年（不）第6号～第8号事案（転任処分取消請求）		
1	当事者 審査請求人	県立学校教員13名（平成22年度転任分10名, 平成23年度転任分3名）
	処分者	広島県教育委員会
2	処分の内容	(1) 処分年月日 平成22年4月1日・平成23年4月1日 (2) 処分内容 転任
3	不服申立理由の要旨	(1) 通勤距離・通勤時間が増大した。 (2) 本人の健康に悪影響が生じている。 (3) 育児・介護等の家庭生活に支障が出る。 (4) 職員団体の役員が転勤させられており、職員団体活動への妨害である。 (5) 希望に沿わない異動が行われた。 (6) 短期間で異動させられた。 (7) 通勤に係る自己負担が生じた。 (8) 教育活動が中断させられた。
4	審査の経過	平成22年5月21日 不服申立て（平成22年（不）第6号～第15号事案） 平成22年9月1日 7件受理, 3件却下 平成23年5月20日 不服申立て（平成23年（不）第6号～第8号事案） 平成23年8月9日 受理

平成24年1月18日	併合
平成24年2月1日	取下げ(1名)
平成24年3月20日	取下げ(1名)
平成24年3月21日	取下げ(1名)
平成24年7月11日	取下げ(1名)
平成24年7月20日	準備手続
平成24年8月28日	第1回口頭審理
平成24年10月16日	第2回口頭審理
平成24年10月23日	第3回口頭審理
平成24年12月4日	第4回口頭審理
平成25年1月17日	第5回口頭審理
平成25年3月25日	裁決(却下)
5 審査の方法	公開口頭審理

平成23年(不)第10号~第11号事案(戒告処分取消請求)	
1 当事者 審査請求人	県立学校教員2名(平成23年度入学式分)
処分者	広島県教育委員会
2 処分の内容	
(1) 処分年月日	平成23年4月20日
(2) 処分内容	戒告
(3) 処分事由	平成23年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった(職務命令違反、信用失墜行為)。 なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
3 不服申立理由の要旨	国歌斉唱時に起立を強制することは、憲法の定めた思想及び良心の自由を侵害し、不起立者に戒告処分を科すことは不当である。
4 審査の経過	
平成23年6月14日	不服申立て
平成23年6月21日	受理
平成23年11月5日	取下げ(1名)
平成24年6月7日	取下げ(1名)
平成24年度末現在	全て取下げ
5 審査の方法	公開口頭審理

平成24年(不)第2号事案(戒告処分取消請求)	
1 当事者 審査請求人	市町立学校教員(平成23年度卒業式分)
処分者	広島県教育委員会
2 処分の内容	
(1) 処分年月日	平成24年3月29日
(2) 処分内容	戒告
(3) 処分事由	平成23年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった(職務命令違反、信用失墜行為)。 なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
3 不服申立理由の要旨	国歌斉唱時に起立を強制することは、憲法の定めた思想及び良心の自由を侵害し、不起立者に戒告処分を科すことは不当である。
4 審査の経過	
平成24年5月26日	不服申立て
平成24年5月29日	受理
平成24年度末現在	準備書面未提出
5 審査の方法	公開口頭審理

平成24年（不）第3号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 市町立学校教員（平成24年度入学式分）
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成24年4月27日
 - (2) 処分内容 戒告
 - (3) 処分事由 平成24年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨
国歌斉唱時に起立を強制することは、憲法の定めた思想及び良心の自由を侵害し、不起立者に戒告処分を科すことは不当である。
- 4 審査の経過
平成24年5月26日 不服申立て
平成24年5月29日 受理
平成24年度末現在 準備書面未提出
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成24年（不）第4号事案（懲戒免職処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 警察署警部補
処 分 者 広島県警察本部
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成24年4月26日
 - (2) 処分内容 懲戒免職
 - (3) 処分事由 平成24年4月8日（日）、酒気帯び運転により路線バスに追突し、乗客に加療10日間を要する傷害を負わせ、警察の信用を大きく失墜した。
- 3 不服申立理由の要旨
 - (1) 監察官の事情聴取には、事実誤認がある。
 - (2) 肋骨骨折による痛みを耐えかねて切羽詰った状態で運転したもので、安易な気持ちで運転したのではない。
 - (3) 偶発的な事故に対する免職処分は、不当に重いものである。
- 4 審査の経過
平成24年6月7日 不服申立て
平成24年6月21日 受理
平成24年8月15日 取下げ
- 5 審査の方法 書面審理

(2) 勤務条件に関する措置の要求

平成11年(措)第6号～第2458号事案(超過勤務に対する措置等)

- 1 当事者 要求者 市町立学校教員(2,453名)
当 局 広島県教育委員会
- 2 措置要求内容の要旨
 - (1) 1週間の勤務時間について条例どおり遵守し、週休日及び勤務時間の割り振りを明示すること
 - (2) 原則として命じてはならない時間外勤務を命じないこと
 - (3) 時間外勤務に対して相応分の時間による「勤務の軽減」「回復措置」を講じること
 - (4) 休日勤務を命じないこと
 - (5) 休日に勤務を命じる場合、事前に代休日を示すこと
 - (6) 週休日に勤務を命じないこと
 - (7) 週休日に勤務を命じるときは、週休日の振り替え日を事前に設けること
 - (8) 「指定休日(4)」を4時間完全保障すること
 - (9) 休憩時間を45分間完全保障すること
 - (10) 県教育委員会が1998年4月1日に通知した「教育職員の超勤を縮減するための当面の対応策」を徹底すること
 - (11) 回復措置を講じる根拠となる「勤務時間外における業務従事記録簿」を設置すること
 - (12) 「県立及び市町村立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例施行に伴う諸問題についての覚え書き及び確認事項(1972年2月21日)」を遵守すること
 - (13) 「超勤プロジェクト」において合意した事項を遵守すること
 - (14) 勤務・労働条件について、労使対等の原則に従って交渉に応じること
- 3 審査の経過
平成11年12月22日 措置要求
平成12年2月2日 受理

平成12年(措)第5号～第436号事案(超過勤務に対する措置等)

- 1 当事者 要求者 県立学校教員(432名)
当 局 広島県教育委員会
- 2 措置要求内容の要旨
 - (1) 勤務時間の割り振りを職場長と分会で話し合い「職場協定書」を結ぶよう県教委が各職場長を指導すること
 - (2) 時間外勤務に相応する「勤務の軽減」「回復措置」を講じること
 - (3) 「勤務を要しない日」に勤務を命じないこと
 - (4) やむなく「勤務を要しない日」に勤務を命じる場合は、事前に勤務の割り振りを行うこと
 - (5) 「指定休日(4)」を完全に取得できるよう保障すること
 - (6) 週休日に勤務を命じないこと
 - (7) 週休日に勤務を命じるときは、週休日の振り替え日を事前に設けること
 - (8) 「超勤プロジェクト」の「まとめ」を尊重し、話し合いを継続・機能させ、合意した事項を県教委は遵守すること
 - (9) 県教委との「覚書」「確認」を遵守し、「通知」については、その徹底をはかること
 - (10) 勤務・労働条件について、労使対等の原則に立って交渉に応じること
- 3 審査の経過
平成12年3月24日 措置要求
平成12年3月31日 受理
平成12年7月3日 取下げ(1名)

2. 職員からの苦情相談

地方公務員法第8条の規定に基づき、職員からの勤務条件その他人事管理に関する悩みや苦情について相談に応じている。

平成24年度中の職員からの苦情相談の状況は次のとおりである。

苦情相談の状況

(平成24年度)

申出人の任命権者	件数
知事	3件
教育委員会	2件
警察本部長	1件
受託分	2件

3 職員団体等

(1) 職員団体の登録

職員団体は、地方公務員法第 53 条及び職員団体の登録に関する条例（昭和 41 年広島県条例第 24 号）に基づいて人事委員会に登録の申請をすることができる。

人事委員会に登録されている職員団体は次のとおりである。

職員団体の登録状況（県分）

（平成 25 年 3 月 31 日現在）

職員団体名	法人・非法人の別	登録年月日	規約の変更その他の届出等の受理年月日（平成 24 年度）
自治労広島県職員労働組合	法人	昭 41. 10. 3	平 24. 4. 5 （役員）
広島県教職員組合	法人	昭 41. 10. 3	平 25. 2. 21 （役員）
広島県高等学校教職員組合	法人	昭 41. 10. 3	平 25. 3. 27 （規約・役員）
広島県学校教職員連盟	法人	昭 48. 1. 10	-
全広島教職員組合	法人	平 1. 12. 28	平 24. 4. 9 （規約・役員）

職員団体の登録状況（受託分）

（平成 25 年 3 月 31 日現在）

職員団体名	法人・非法人の別	登録年月日	規約の変更その他の届出等の受理年月日（平成 24 年度）
府中町職員労働組合	非法人	昭 42. 4. 6	平 25. 3. 19 （役員）
大崎上島町職員労働組合	法人	平 16. 2. 13	-
神石高原町職員労働組合	法人	平 17. 2. 15	平 24. 11. 14 （規約・役員）
世羅町職員労働組合	法人	平 18. 4. 7	平 24. 8. 17 （規約・役員） 平 24. 11. 27 （役員）
熊野町職員労働組合	非法人	平 24. 12. 10	-
宮島競艇施行組合職員労働組合	非法人	昭 50. 8. 11	-

(2) 管理職員等の範囲の指定

管理職員等とは、地方公務員法第 52 条第 3 項ただし書きに規定される職員のことをいい、その範囲の指定は同法第 52 条第 4 項の規定により人事委員会規則で定めることになっている。

人事委員会規則による管理職員等の範囲は次のとおりである。

管理職員等の範囲 (県分)

本 庁 (平成 25 年 3 月 31 日現在)

機 関	職
議 会 事 務 局	事務局長 次長 課長 共通業務担当監 課長代理 秘書担当の課長補佐 秘書係長 庶務係長
知 事 部 局	理事 局長 経営戦略審議官 都市技術審議官 危機管理監 部長 局付 課長 担当 課長 政策監 健康指導監 防災航空センター長 東部産業支援担当次長 企業誘致担当次長 担当監 参事 主幹 主査 主任・主事 (秘書課, 人事課の人事, 給与, 服務, 職員団体担当, 行政管理課の定数管理担当)
会 計 管 理 部	会計管理部長 課長 出納監察員 共通業務担当監 参事 (会計総務課, 総務事務課) 主幹・主査 (会計総務課及び総務事務課の庶務, 予算担当のうち, グループリーダー業務に従事するもの)

機 関	職
教 育 委 員 会 局	教育長 教育次長 理事 参与 部長 課長 (室長を含む。) 人事管理監 職員管理監 教育指導監 校務指導監 福利厚生監 社会教育監 課長代理 課長補佐 主幹 (学校経営課) 主任 管理主事 総務係長 人事係長 経営戦略係長 委員会係長 秘書係長 法務係長 管理係長 県立学校人事係長 小中学校人事係長 採用研修係長 行政係長 給与第 1 係長 給与第 2 係長 給与第 3 係長 企画定数係長 振興係長 主査 (総務課 (人事係), 教職員課 (管理係を除く。), 学校経営課 (企画定数係)) 管理主事 人事係, 秘書係, 法務係, 教職員課 (管理係を除く。) 又は企画定数係の専門員, 主任及び主事
選挙管理委員会事務局	事務局長 次長
人事委員会事務局	事務局長 次長 課長 参事 主幹・主査・専門員・主任 (任用, 給与勧告, 公平審査等の事務担当)
監査委員会事務局	事務局長 次長 合同総務課長 監査総括監 監査管理監 参事
労働委員会事務局	事務局長 次長 合同総務課長 主任労働監 労働監 参事 (合同総務課)
海区漁業調整委員会事務局	事務局長 次長
内水面漁場管理委員会事務局	事務局長

地方機関

機 関	職
総務事務所	所長 支所長 次長 課長 参事
県税事務所	所長 分室長 次長 課長
厚生環境事務所	所長 支所長 医監 次長 課長
保健所	所長 支所長 次長 課長
食肉衛生検査所	所長 次長
動物愛護 センター	所長 総務課長
こども家庭 センター	所長 次長 総務企画課長 総務課長 相談援助課長
農林水産事務所	所長 事業所長 次長 課長 ダム管理事務所長
畜産事務所	所長 次長 課長
病虫害防除所	所長 次長
家畜保健衛生所	所長 次長 課長
建設事務所	所長 支所長 次長 課長 担当課長 ダム管理事務所長
広島港湾振興 事務所	所長 次長 課長
消防学校	校長 教頭 総務課長
東京事務所	所長 次長 総務課長
自治総合研修 センター	所長 総括研修企画監 研修 企画監
大阪情報 センター	所長 イノベーション推進監 次長
農業技術指導所	所長 次長
広島ヘリポート 管理事務所	所長
文書館	館長 副館長
総合技術研究所	所長 センター長 医監 次長 支所長 部長 課長 室長
縮景園	園長

機 関	職
美術館	館長 副館長 学芸企画監 課長
三次看護 専門学校	校長 副校長 総務課長
総合精神保健 福祉センター	所長 次長 総務企画課長
身体障害者 更生相談所	所長
広島学園	園長 副園長 課長
高等技術専門学校	校長 副校長 庶務課長
技術短期大学校	校長 副校長 庶務課長
障害者職業能力 開発校	校長 副校長 庶務課長
農業技術大学校	校長 総務課長
教育事務所	所長 支所長 副所長 総 務課長 教育指導課長 主 任管理主事 管理主事
みよし風土記 の丘	所長 副所長
埋蔵文化財 センター	所長 副所長
教育センター	所長 副所長 部長
生涯学習 センター	所長 副所長 総務課長
図書館	館長 副館長 総務課長
少年自然の家	所長 副所長
歴史民俗資料館	館長 副館長 総務課長
歴史博物館	館長 副館長 総務課長
高等学校	校長 教頭 事務部長 総 括事務長 事務長
中学校	校長 教頭 事務部長
特別支援学校	校長 教頭 部の主事 総 括事務長 事務長

備考

- 1 知事部局の「局付」は、局付のうち、商工労働局に置かれ全国菓子大博覧会・広島準備委員会事務局の事務に従事するものをいう。
- 2 知事部局の「政策監」は、政策監のうち、行政管理課及び経営企画チームに置かれるものをいう。
- 3 知事部局の「参事」は、参事のうち、秘書課、人事課、財政課、経営企画チーム、研究開発課及び学事課に置かれるもの、危機管理課、総務課、福利課、財産管理課、税務課、地域政策総務課、環境県民総務課、健康福祉総務課、商工労働総務課、農林水産総務課及び土木総務課に置かれ庶務又は予算を担当するもの、総務課に置かれ法務を担当するものをいう。
- 4 知事部局の「主幹」及び「主査」は、主幹及び主査のうち、秘書課、人事課、財政課及び経営企画チームに置かれるもの、危機管理課、総務課、研究開発課、地域政策総務課、環境県民総務課、健康福祉総務課、商工労働総務課、農林水産総務課及び土木総務課に置かれ庶務又は予算を担当するもの（グループリーダー業務に従事するものに限る。）、総務課に置かれ法務を担当するもの（グループリーダー業務に従事するものに限る。）、行政管理課に置かれ定数管理を担当するものをいう。
- 5 教育委員会の「課長補佐」は、課長補佐のうち、総務課及び教職員課に置かれ、秘書、人事、給与、服務、職員団体、予算又は法務を担当するもののほか時間外勤務命令又は休暇の承認等について専決することができるものをいい、「管理係長」は、管理係長のうち、教職員課、文化財課、学校経営課及び生涯学習課に置かれるものをいう。
- 6 こども家庭センターの「相談援助課長」は、相談援助課長のうち、西部こども家庭センター及び東部こども家庭センターに置かれるものをいう。

管理職員等の範囲（受託分）

平成25年3月31日現在

(町)

略	町名	議事事務局	町長部局	会計管理者 部局	教育委員会事務局	保育所 等	病院等	その他	小中学校	改正年月日
安芸郡	府中町	事務局次長	部長 課長 次長 参事 主査 (職員課)	会計管理者 室長	教育長 課長 教育次長 課長 主幹	所長		監査事務局長 福寿館長 環境センター所長 府中南交流センター館長 書館長 公民館長 歴史民俗資料館長	校長 教頭 事務長	H23. 6. 2
	海田町	事務局次長	部長 次長 課長 参事 所長 庶務係長 (総務課) 職員係長 財政係長	会計管理者 室長	教育長 課長 教育次長 課長	所長		児童館長 町民センター所長 環境センター所長 図書館長 公民館長 ふるさと館長 ひまわりプラザ館長	校長 教頭 事務長	H23. 4. 1
	熊野町	局長	部長 次長 参事 課長 調整監 課長補佐 (総務課)	会計管理者 課長	教育長 課長 教育次長 課長 指導			老人福祉センター所長 中央地域健康センター所長 公民館長 図書館長	校長 教頭 事務長	H24. 5. 24
山県郡	坂町	事務局次長	部長 副部長 課長 人事係長	会計管理者 室長	教育長 課長 教育次長 課長	保育所 長			校長 教頭 事務長	H21. 5. 28
	安芸太田町	事務局次長	課長 課長補佐 (総務課) 人事及び財政担当 【支所】支所長	会計管理者 課長	教育長 課長 教育次長 課長			保健・医療・福祉統括センター課長 福祉事務所長 幼稚園長 学校給食共同調理場長	校長 教頭 事務長	H22. 5. 31
	北広島町	事務局次長	参事 危機管理監 課長 所長 室長 主幹 (総務課) 総務係長 行政管理係長 財政係長 人事係長 【支所】支所長 課長	会計管理者 室長	教育長 課長 副教育長 課長	保育所 長 保育園 長 こども園長	【診療所】 診療所 事務長	きたひろろネットセンター所長 北広島ホリスティクスセンター所長・次長, 豊平保健福祉総合センター所長・次長, 緑清苑場長	校長 教頭 事務長	H21. 5. 28
豊田郡	大崎上島町	事務局次長	課長 主幹 (総務課) 課長補佐 (総務課) 【支所】支所長 課長	会計管理者 課長	教育長 課長			福祉事務所長	校長 教頭 事務長	H20. 6. 5
止理郡	世羅町	事務局次長	課長 室長 課長補佐 (総務課) 【支所】支所長 課長	会計管理者	教育長 課長 室長	所長		給食センター所長 せらにしタウンセンター所長	校長 教頭 事務長	H22. 4. 30
神石郡	神石高原町	事務局次長	課長 課長補佐 (総務課, まちづくり推進課) 室長 (情報政策室, 未来戦略室) 【支所】支所長 課長	会計管理者 課長	教育長 課長 調整	所長		農業委員会事務局長	校長 教頭 事務長	H24. 5. 24

(一部事務組合)

区分	一部事務組合名	管 理 者	職 員 等	改正年月日
複合	甲世衛生組合	会計管理者 事務局長		H21. 6. 11
	三原広域市町村圏事務組合	事務局長 事務局次長 所長 場長 会計管理者 室長		H19. 7. 6
環境衛生	安芸地区衛生施設管理組合	事務局長 課長 会計管理者		H21. 5. 28
	芸北広域環境施設組合	事務局長 会計管理者		H21. 4. 30
内部管理	広島中央環境衛生組合	事務局長 会計管理者 課長 参事 (総務課)		H21. 11. 12
	広島県市町総合事務組合	事務局長 会計管理者		H21. 5. 28
その他	宮島競艇施行組合	議会事務局長 局長 課長 担当課長 ※課長補佐 (経営管理課)	総務職員係長 財務経営係長	H23. 5. 6
	広島中部台地土地改良施設管理組合	会計管理者 課長		H22. 4. 30

※注 2 宮島競艇施行組合の「課長補佐 (経営管理課)」とは、課長補佐のうち、経営管理課に置かれ、人事、職員団体又は財政に関する事務を担当するものをいう。

(広域連合)

広域連合名	管 理 者	職 員 等	改正年月日
広島県後期高齢者医療広域連合	議会事務局長 事務局長 事務局次長 課長 (会計課長を含む)	会計管理者 選挙管理委員会事務局長 監査事務局長	H20. 6. 5

4 労働基準監督機関としての職権行使

職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、地方公務員法第58条第5項の規定により、労働基準法別表第1第11号、第12号及び官公署の事業（同表に掲げる事業を除く。）に該当する事業所に対しては、人事委員会が行うこととなっている。

労働基準法別表第1による県の事業所の号別区分及び労働基準監督機関としての職権行使の状況は、次のとおりである。

労働基準法別表第1による号別区分（県関係分のみ）

（平成25年3月31日）

労基法別表第1各号	事業内容	該当事業所	監督機関
1号	物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業		労働基準監督署
2号	鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業		労働基準監督署
3号	土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業		労働基準監督署
4号	道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業	広島ヘリポート管理事務所	労働基準監督署
5号	ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業		労働基準監督署
6号	土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業		労働基準監督署
7号	動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業		労働基準監督署
8号	物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業		労働基準監督署
9号	金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業	大阪情報センター	労働基準監督署

労基法 別表第1 各号	事業内容	該 当 事 業 所	監督機関
10号	映画の製作又は映写、演劇その他興行の事業		労働基準 監督署
11号	郵便、信書便又は電気通信の事業		人 員 事 委 員 会
12号	教育、研究又は調査の事業	消防学校 文書館 自治総合研修センター 総合技術研究所のセンター 美術館 看護専門学校 高等技術専門学校（広島高等技術専門学校を除く） 広島高等技術専門学校・広島技術短期大学校 広島障害者職業能力開発校 農業技術大学校 教育センター 広島高等学校・広島中学校 高等学校（広島高等学校を除く） 特別支援学校（寄宿舎及び広島南特別支援学校呉分校を除く） 広島南特別支援学校呉分校 図書館 少年自然の家 生涯学習センター 埋蔵文化財センター みよし風土記の丘 歴史民俗資料館 歴史博物館 警察学校	人 員 事 委 員 会
13号	病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業	厚生環境事務所・保健所（支所を除く） 厚生環境事務所支所・保健所支所 こども家庭センター一時保護課 広島学園 総合精神保健福祉センター 食肉衛生検査所 動物愛護センター 特別支援学校の寄宿舎	労働基準 監督署
14号	旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業		労働基準 監督署
15号	焼却、清掃またはと畜場の事業		労働基準 監督署
前各号に該当しない官公署の事業		本庁 総務事務所（支所を除く） 総務事務所支所 東京事務所 県税事務所（分室を除く） 県税事務所分室 総合技術研究所企画部 縮景園 こども家庭センター（一時保護課を除く） 身体障害者更生相談所 農林水産事務所（事業所を除く） 農林水産事務所事業所 畜産事務所・家畜保健衛生所 農業技術指導所・病害虫防除所 建設事務所（支所を除く） 建設事務所支所 広島港湾振興事務所 議会事務局 教育委員会事務局（教職員課分室を除く） 教職員課分室 教育事務所（支所を除く） 教育事務所支所 警察本部 警察署 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 海区漁業調整委員会事務局 内水面漁場管理委員会事務局	人 員 事 委 員 会

労働基準監督機関としての職権行使の状況

(平成 24 年度)

区 分	知事部局	教育委員会	警察本部	計
時間外労働・休日労働に関する協定届	19 件	108 件	1 件	128 件
断続的な宿直又は日直勤務許可	0	0	1	1
衛生管理者選任報告	6	31	18	55
産業医選任報告	0	1	1	2
ボイラー性能検査	3	2	1	7
第一種圧力容器性能検査	9	5	0	14
ボイラー・第一種圧力容器の休止報告	3	4	1	8
ボイラー・第一種圧力容器検査証の返還	0	0	0	0
ゴンドラの性能検査	1	0	0	1
ゴンドラの休止報告	2	0	0	2
クレーンの性能検査	0	0	0	0
クレーンの休止報告	0	0	0	0
クレーン検査証の書替・再交付	1	0	0	1
機械等設置届等	2	0	1	3
有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定	0	0	0	0